

●大学院教育の充実、大学等の研究力強化

- ✓ 「卓越大学院(仮称)」構想の具体化
- ✓ 「卓越研究員」制度等による独創的で優秀な研究者の養成

未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～(審議まとめ案)概要

平成27年9月
中央教育審議会大学分科会

大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
(平成3年から26年にかけて
大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の実質化が進展
「博士課程教育リーディングプログラム」等により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
- 教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加



大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
(平成34年の25歳～44歳人口；
平成24年に比べ20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下、新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国：高度人材(自国・留学生)の増加と活躍
(例：シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院教育改革を推進

7つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

- 学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの方針の一体的な策定・公表の促進
- ✓ 研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進
- ✓ 厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証
- 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善
- 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築

②産学官民の連携と社会人学び直しの促進

- 企業と協働した教育課程の開発・実施
- 企業研究者と大学教員の人事交流の推進
(知財ルールの整備、クロスアポイントメント制度の活用)
- 大学院生の産学共同研究への参画、修士卒の優秀な社会人の博士号取得促進
- 社会人向けの職業実践力を育成するプログラムの認定制度の創設と奨励

④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進

- キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進
(大学の専門的職員へのキャリアパスの充実)
- 修了者の活躍状況の把握・公表の促進
(認証評価制度にて進路状況を評価)

世界最高水準の教育力と研究力を備え人材交流・共同研究のハブとなる

「卓越大学院(仮称)」を形成

- 【期待される領域例】
- ・国際的優位性・卓越性を示している領域
 - ・文理融合・学際・新領域
 - ・新産業の創出に資する領域
 - ・世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域

- 【検討スケジュール】
- ・27年度中目途：産学官からなる検討会を設置
(分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示す)
 - ・28年度～：大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始

⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

- 国際的アドミッション体制の整備
- 学生・教職員の国際交流の推進

⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進

- 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し
- 小規模専攻の見直し

⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

- 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大
(企業・国立研究開発法人におけるRA(リサーチアシスタント)雇用の促進)

③専門職大学院の質の向上

- 制度全般を検証の上、1年以内に見直しして、人材養成機能を抜本的に強化
(国際的に適用するア krediteーション機関からの評価の受審を促進等)
- 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革

「審議まとめ」の方針を計画的に実行するため

「第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)」(平成28年度～)の策定へ

卓越研究員制度の創設

平成28年度要求・要望額 : 1,540百万円 (新規)
うち優先課題推進枠要望額 : 1,540百万円

趣旨

- ▶ 我が国を牽引する優秀な研究者の新たなキャリアパスを提示し、若手を研究職に惹きつける。
- ▶ 特定研究大学や卓越大学院等において、優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、「卓越研究員」制度を創設。(「日本再興戦略 改訂2015」(平成27年6月閣議決定))
- ▶ 国立大学については、「国立大学経営力戦略」等に基づく自己改革を基盤として、若手が活躍できる環境を整備。

克服すべき課題

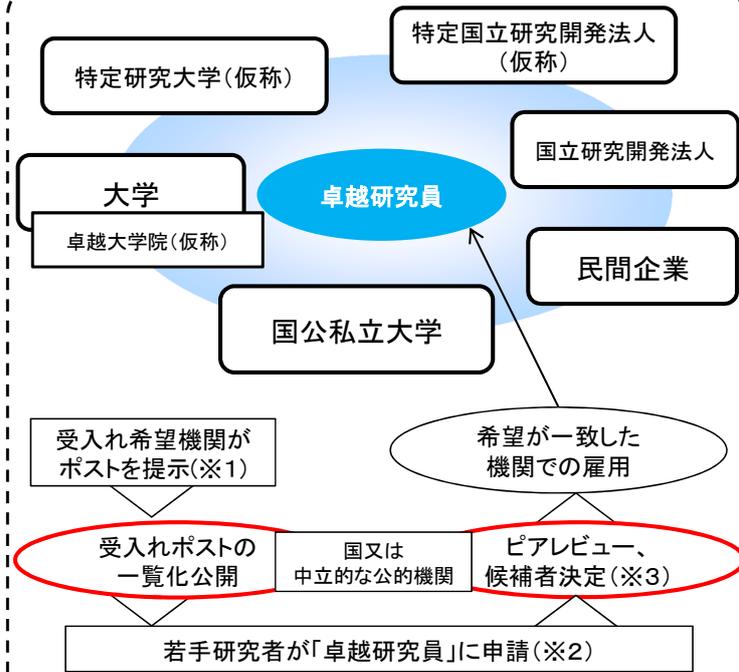
- 主 【若手の処遇】** 不安定な雇用によって、新たな領域に挑戦し、独創的な成果を出すような若手研究者が減少
- 副 【流動性の促進】** 産学官のセクター間を越えた流動性が低く、急速な産業構造の変化への対応が困難

▶ **《卓越研究員》・新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現**
・全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る新たなキャリアパスを開拓

概要

- 研究領域：自然科学、人文・社会科学の全分野
- 人数：200名程度(毎年度)
- 受入機関：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- 支援内容：1人当たり研究費600万円上限(2年)
研究環境整備費300万円上限(6年)
- ※その他、審査等経費(1億円)を計上。

制度イメージ



※1. 受入れポストの主な要件(案)

- ・学長等のリーダーシップに基づき、受入れ希望機関の将来構想に基づくポストであって、若手研究者の自立的な研究環境が用意されていること
- ・年俸制(無期)、又は当初の雇用期間が5年程度(民間においては3年程度)かつ当該期間後のテニュア化等の条件を明示していること 等

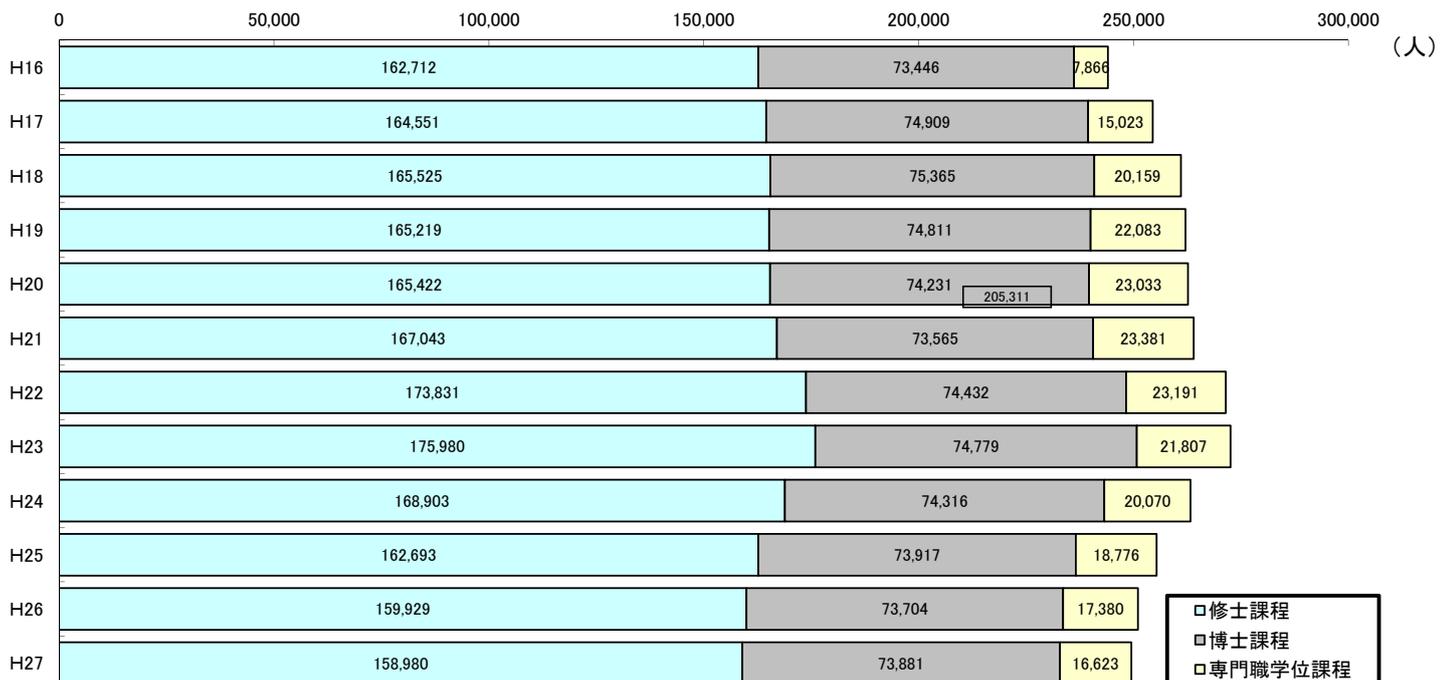
※2. 当面の間は、受入れ希望機関からの推薦を得ている者も含む。

※3. 新たな研究領域の開拓を実現できるような者を選定。

大学院在学者数の推移

○ 大学院在学者数は平成23年度をピークに修士課程、博士課程ともに減少。

(各年度5月1日現在)



※ 在学者数

「修士課程」：修士課程、区分制博士課程(前期2年課程)及び5年一貫制博士課程(1, 2年次)

「博士課程」：区分制博士課程(後期3年課程)、医・歯・薬学(4年制)、医歯獣医学の博士課程及び5年一貫制博士課程(3~5年次) 通信教育を行う課程を除く

研究大学における任期付教員の雇用状況に関する調査

○ 30～44歳までの世代で「任期付き」から「任期無し」へと雇用形態がシフト。

	任期付き			任期無し		
	30～34歳	35～39歳	40～44歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成19年度	1,618	1,650	1,124	1,715	3,018	3,357
平成25年度	2,493	2,899	2,249	957	2,102	2,940

平成19年度と比べ、
約3,300人増

平成19年度と比べ、
約2,100人減

65

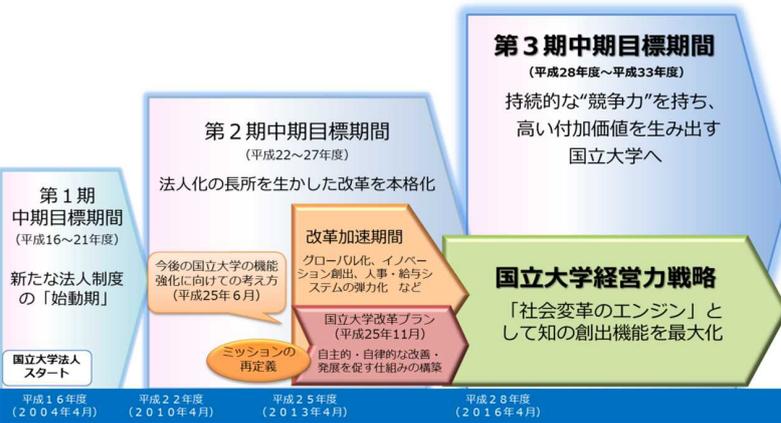
(資料：「大学教員の雇用状況に関する調査」【H27年9月 文部科学省、科学技術・学術政策研究所】より文部科学省作成)

4. ガバナンス改革・基盤整備

●国立大学の機能強化

66

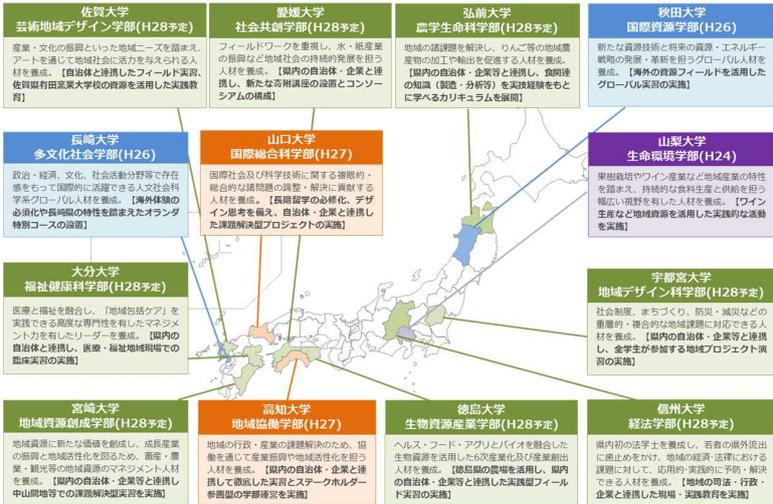
第3期中期目標期間に向けた国立大学改革の取組状況



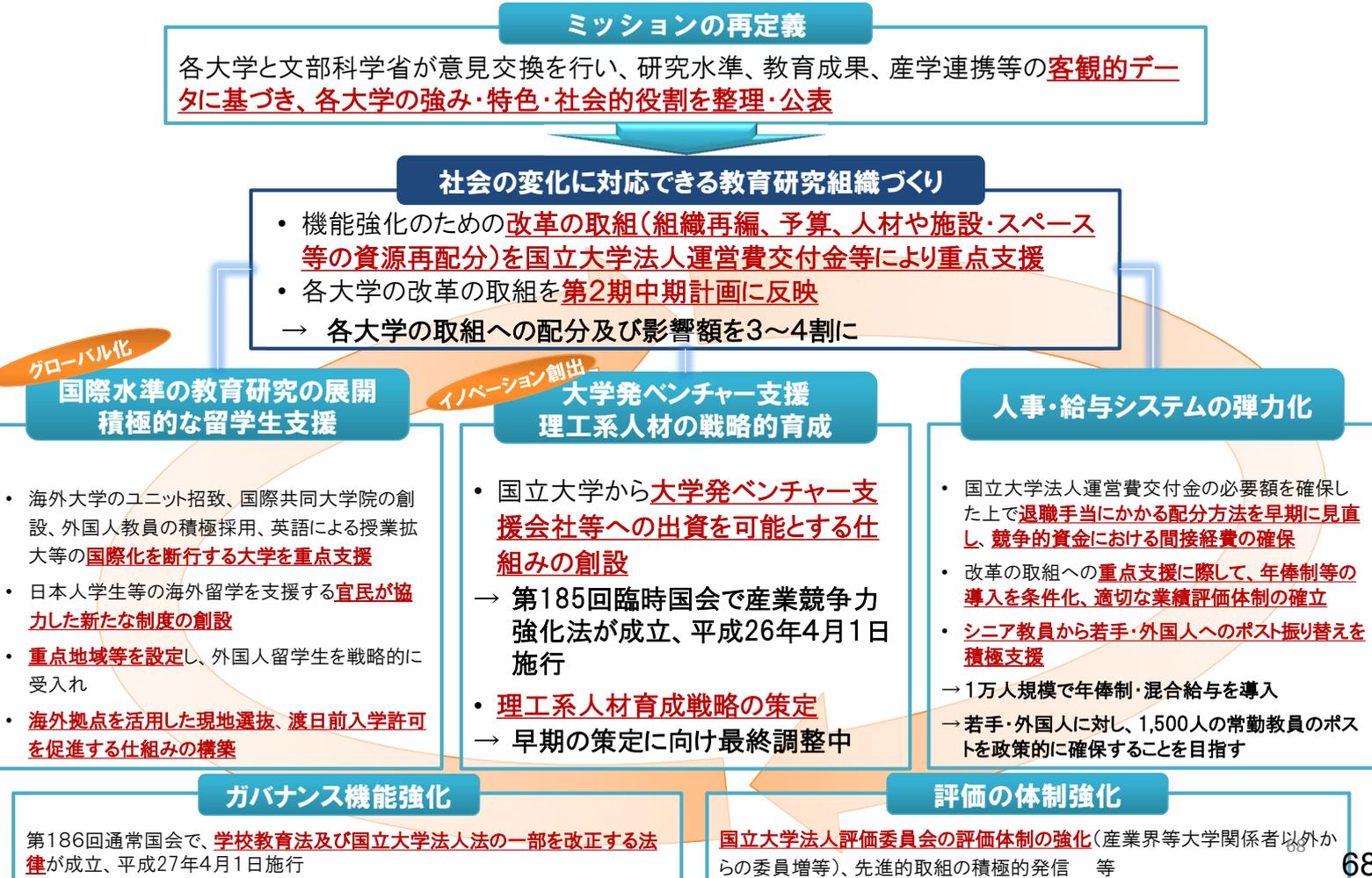
国立大学改革のこれまでの動きと主な成果

- 24年度**
 - 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申
 - 「ミッションの再定義」開始
- 25年度**
 - 教育再生実行会議第三次提言
 - 教育振興基本計画、日本再興戦略
 - 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方
 - 国立大学改革プラン
 - ▶ 平成26～28年度で新たに12学部設置される(予定含む)など、組織改革を積極的に実施
 - ▶ 年俸制(約9,700人)やクロスアポイントメント制度(92人)など、人事・給与システム改革が進捗
 - ▶ 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 26年度**
 - 「日本再興戦略」改訂2014、骨太の方針、科学技術イノベーション総合戦略2014
 - 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方(改訂)
- 27年度**
 - 学校教育法・国立大学法人法一部改正法の施行
 - ▶ 大学運営におけるガバナンス改革を促進するため、教授会等の規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化等
 - 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて
 - ▶ 中期目標・中期計画案では、45大学で組織再編が計画されているほか、先進的取組や高い数値目標の設定など、各大学から意欲的に提案
 - 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について(審議まとめ)
 - ▶ 機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、三つの重点支援の枠組みを新設
 - ▶ 学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため「学長の裁量による経費」を区分
- 28年度**
 - 国立大学経営力戦略
 - 「日本再興戦略」改訂2015、骨太の方針、科学技術イノベーション総合戦略2015

国立大学における特色ある学部等設置の状況(主なもの)



改革加速期間中(平成25～27年度)の国立大学の機能強化の取組



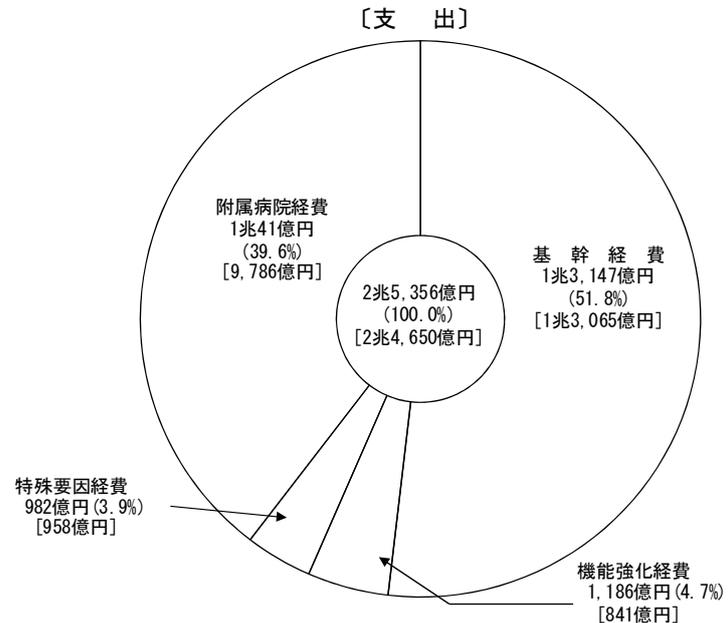
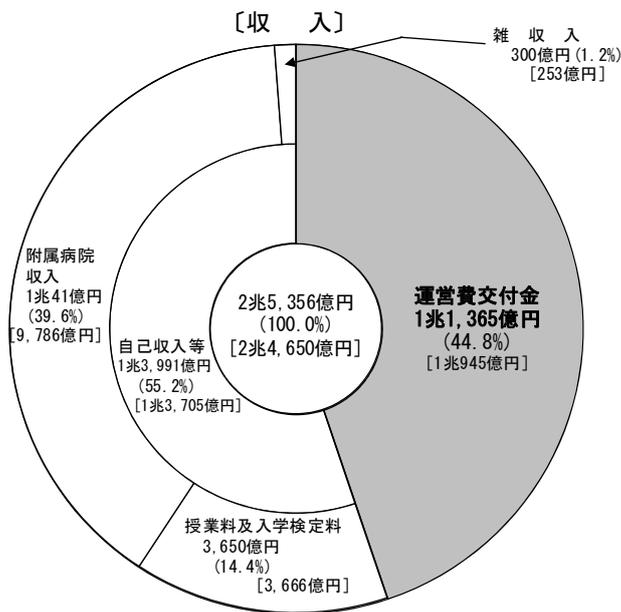
国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)

16年度	12,415	▲98億円減 (▲0.8%)
17年度	12,317	▲103億円減 (▲0.8%)
18年度	12,214	▲171億円減 (▲1.4%)
19年度	12,043	▲230億円減 (▲1.9%)
20年度	11,813	▲118億円減 (▲1.0%)
21年度	11,695	▲110億円減 (▲0.9%)
22年度	11,585	▲58億円増 (▲0.5%)
23年度	11,528	▲162億円減 (▲1.4%)
24年度	11,366	▲574億円減 (▲5.1%)
25年度	10,792	331億円増 (3.1%)
26年度	11,123	
27年度	10,945	▲177億円減 (▲1.6%)

平成28年度国立大学法人運営費交付金概算要求の構成 (大学共同利用機関法人を含む90法人)

平成27年度 運営費交付金 予算額	平成28年度 運営費交付金 概算要求額	対前年度 増▲減額	増▲減率
1兆945億円	1兆1,365億円	420億円	3.8%



- ※1. 各項目における()書きは、前年度の金額である。
- ※2. 前年度の金額における「基幹経費」「機能強化経費」「特殊要因経費」においては、一部組替掲記を行っている。
- ※3. 本資料においては、外部資金(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等)など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
- ※4. 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

国立大学経営力戦略（平成27年6月）

1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、新たな価値を生み出す礎となる知の創出とそれを支える人材育成を担う国立大学の役割への期待は大いに高まっており、「社会変革のエンジン」として「知の創出機能」を最大化していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換。**
- 各国立大学は、
 - ・ 既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、**学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行**
 - ・ 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化。**
- 大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた分野のナショナルセンターとして、**研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割を果たす**ため、経営力を強化。
- 文部科学省は、**基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保しつつ、自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援を実施するとともに、必要な規制緩和**を行う。

2. 具体的内容

（1）大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組みを新設

（2）自己改革・新陳代謝の推進

- ・ 機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合
- ・ 「学長の裁量による経費（仮称）」によるマネジメント改革
- ・ 意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備
- ・ 経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保

（3）財務基盤の強化

収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

（4）未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

「特定研究大学（仮称）」
「卓越大学院（仮称）」
「卓越研究員（仮称）」の創設

また、これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための競争的研究費改革もあわせて実施。

71

平成28年度国立大学法人運営費交付金における3つの重点支援枠について

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学

名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学
55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

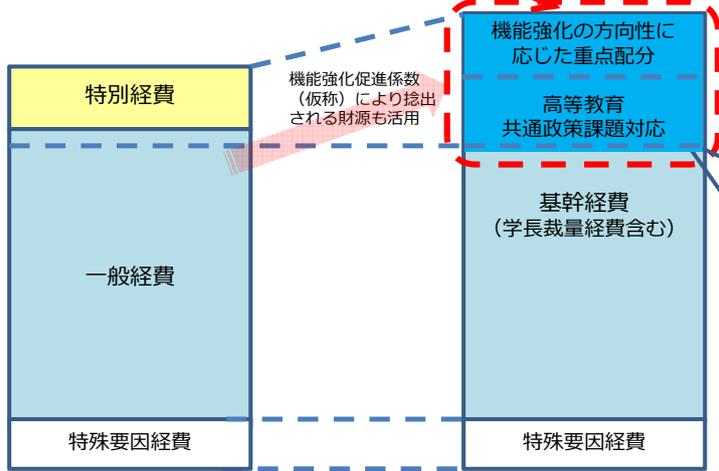
16大学

国立大学法人運営費交付金 1,136,513百万円（対前年比41,967百万円増）

〔第2期中期目標期間〕

〔第3期中期目標期間〕

評価に基づく
メリハリある配分を実施



【機能強化の方向性に 応じた重点配分】

3つの重点支援の枠組みを新設し、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進。

- 重点支援①：地域のニーズに応える人材育成・研究を推進
- 重点支援②：分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進
- 重点支援③：世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

【入学者選抜改革への支援】

⇒学力を多面的・総合的に評価する入学者選抜への転換・充実に向けた体制整備を重点支援（アドミッション・オフィスの整備・強化等）

【大学間の連携・協力に基づく取組への支援】

⇒「共同利用・共同研究拠点」及び「教育関係共同拠点」で実施される大学全体の機能強化に貢献する教育研究の取組を重点支援 等

【学長の裁量による経費の区分】

⇒学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入。

国立大学経営力強化促進事業 18,800百万円（対前年比2,000百万円増）

国立大学改革強化推進補助金

○若手研究者が活躍できる安定性ある環境整備の促進等

⇒優秀な若手研究者の安定的なポスト拡大と併せて中長期的な視野に立った教員の年齢構成の是正等に積極的に取り組む大学への重点支援

○経営を支える人材等の育成・確保と組織基盤整備

⇒研究戦略（産学連携を含む）、国際交流等の専門分野において高度な専門的能力を備えた専門人材を育成・配置することにより、研究力強化、グローバル化への対応を積極的に展開するとともに、自らの努力に基づき財務基盤の強化を図るために組織整備を行う大学への重点支援

国立大学基盤強化促進費

各国立大学の機能の強化をより一層促進するため、基盤的設備や最先端設備の整備などを行う大学を、基盤強化の観点から重点支援

特定研究大学（仮称）の基本的な考え方（案）

世界の有力大学は、国内外の優秀な教員・研究者等を招聘し、また優秀な学生を惹きつけ、教育研究の最高水準を維持している。我が国においても、今後の教育研究の発展とイノベーション創出を見据え、このような大学を目標とし、高い経営力を持ち、卓越した教育研究を行い、世界の大学と伍して、我が国の教育と研究を牽引していく国立大学の形成が必要である。

その際、世界の有力大学は、高い自律性のもと、公的な資金にのみに頼らない豊富な資金力とマネジメント力に裏付けられた大学運営を行っていることから、このような大学を目標とした運営を目指す国立大学についても、規制緩和による財務基盤の強化と学内マネジメントの確立によって、大学運営の強化を行う必要がある。

これらを進めるため、必要な制度整備を行い、大臣の指定を受けた国立大学については、これまでの国立大学法人制度と国立大学法人評価の枠組みとは別の仕組みの中で、支援・評価を行い、高い目標設定と高い自由度・自律性の中で、教育研究を充実を図り、その競争力を高めていくこととする。

<指定にあたっての観点>

◆知の創出機能の発揮と財務基盤の強化

・新たな学問分野の開拓や、ベンチャー創業等のイノベーションの創出等の「知の創出機能」を発揮するための卓越した教育研究構想と、それを実現するために必要な財務基盤強化構想を検討し、意欲的な目標を設定する。

◆世界水準の厳格な評価の実施

大学自らが伍していこうとする海外大学を目標とすることにより、大学が達成すべき基準を設定し、それを元に学内で第三者の参画を得た厳格な評価を実施する。国立大学法人評価においては、この厳格な学内評価を活用した新たな評価制度を導入する。

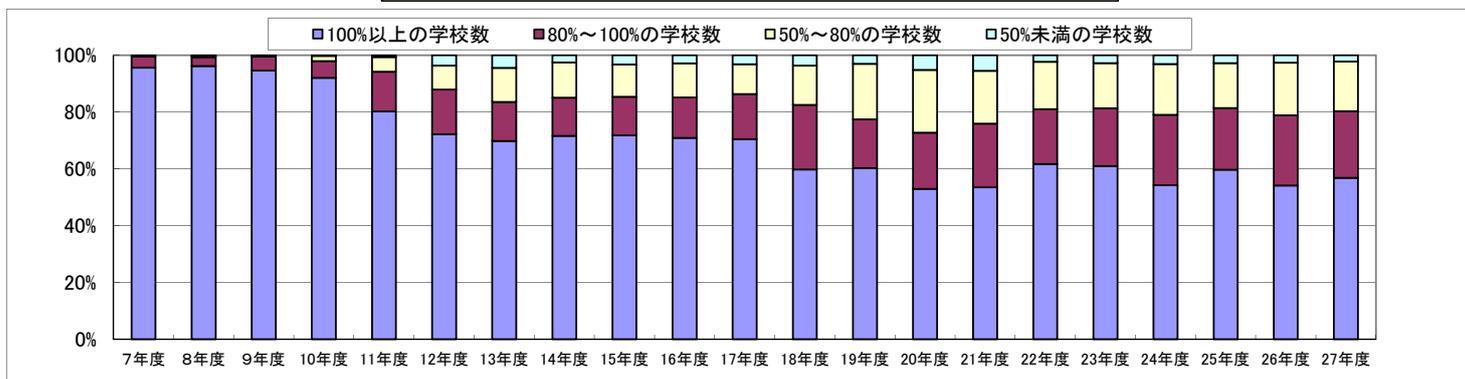
◆学内のマネジメントの確立

・意思決定プロセスの明確化・透明性の確保など、学内外から信頼されるマネジメントの確立を実現する。
・学内にどのようなリソースがあるかをIR等により把握・分析し、教育研究の卓越性強化のためのマネジメント戦略の策定と、学内の最適な資源配分、組織見直しを実現する。

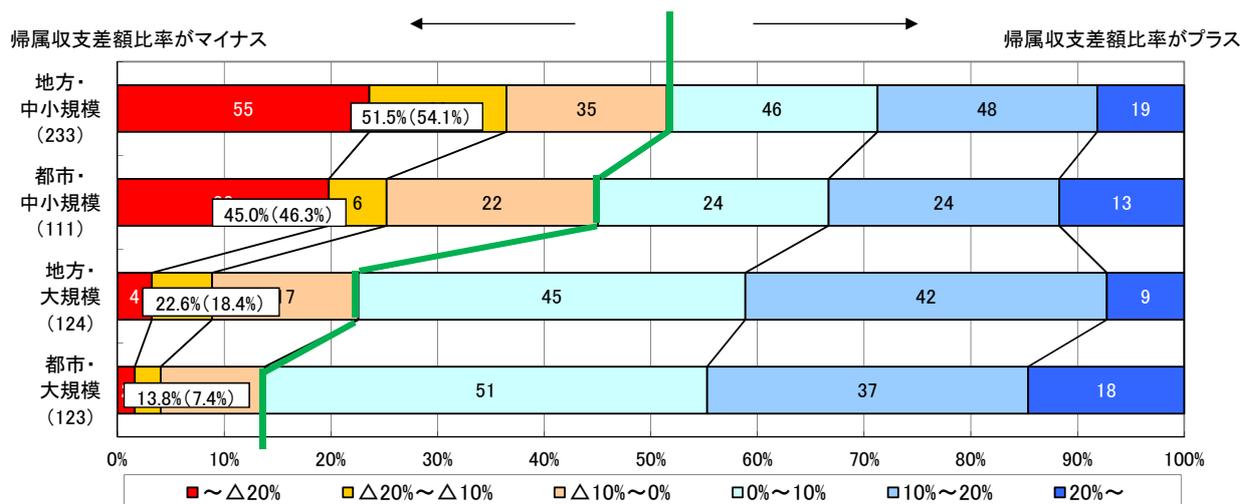
●私立大学の振興

私立大学の経営状況について

私大の約8割が入学定員充足率80%以上を維持



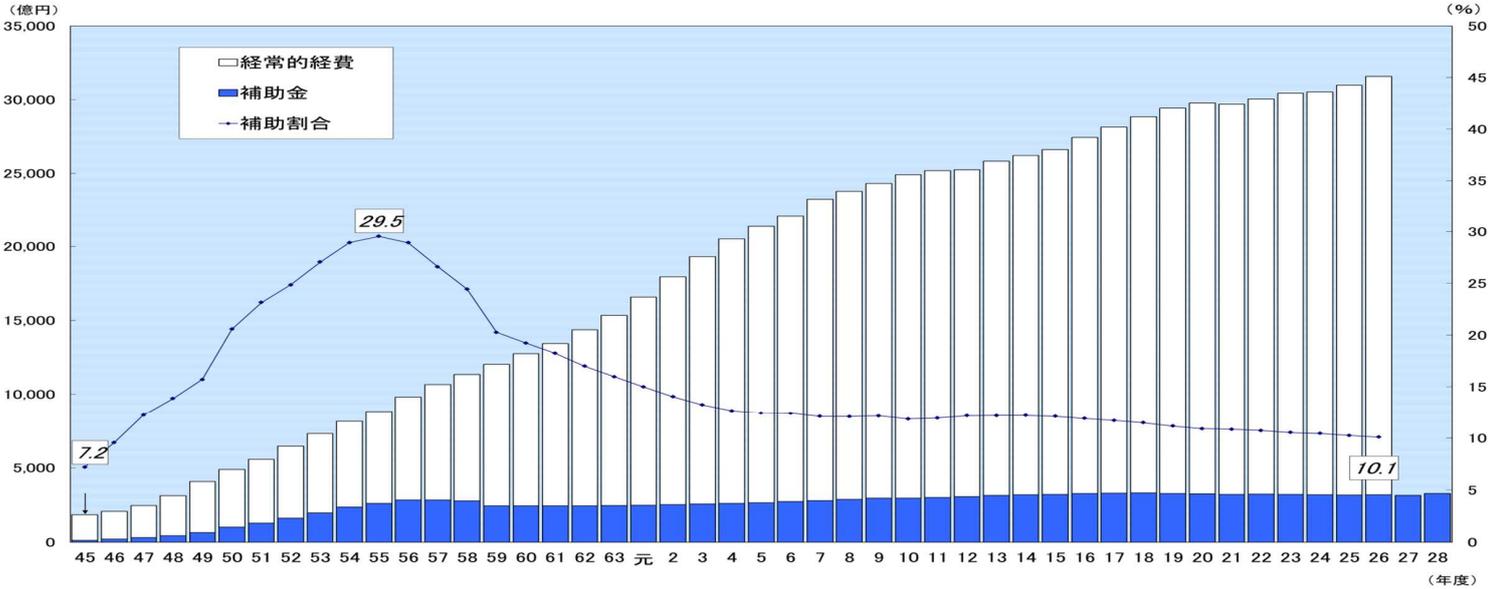
地方中小私大の収支状況は半数以上が赤字傾向



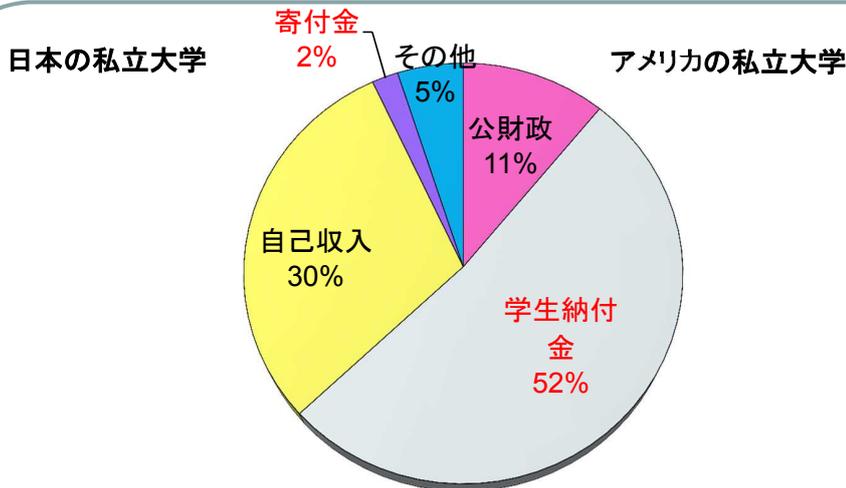
私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

区分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(要求)	
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580			
経常費補助金	総額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,275
	(伸率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲1.0)	(▲1.0)	(▲1.0)	(0.1)	(▲0.4)	(▲0.7)	(▲0.4)	0.3	(▲1.0)	4.0
	伸額	367	250	54	20	▲32	▲32	▲31	4	▲13	▲22	▲12	9	▲31	122
	うち特別補助割合	17	73	397	1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441	528
	(1.7)	(2.8)	(15.0)	(33.5)	(33.9)	(34.3)	(34.3)	(34.2)	(12.4)	(12.4)	(12.4)	(13.3)	(14.0)	(16.1)	
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1			

※平成24、25、26、27、28年度は復興特別会計を除く。



私立大学等における多様な財源の確保の重要性



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団
「平成26年度今日の私学財政」(平成25年度決算の大学法人)

(出典) 連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2014, Table 333.40)を元に作成。

○日本の私立大学は、**学生納付金**が収入の大半を占めている。

○私立学校の経営基盤の強化や教育研究の質の向上のため、**収益事業**や**寄附金**など、多様な財源を確保するための取組が重要。

学校法人に対する経営支援の充実

◆ 学校法人の経営状況の把握

文部科学大臣所轄学校法人については、日本私立学校振興・共済事業団とも連携しながら、各学校法人の財務諸表に基づく経営状態の分析により経営状況を把握。

◆ 学校法人運営調査の実施

学校法人の管理運営組織や財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行うため、毎年度、学校法人運営調査委員による実施調査を実施。

平成23年度からは教学面の調査を開始し、平成27年度からは調査対象法人を拡充(30法人→50法人)するなど、制度を充実・強化。

◆ 問題のある学校法人への指導

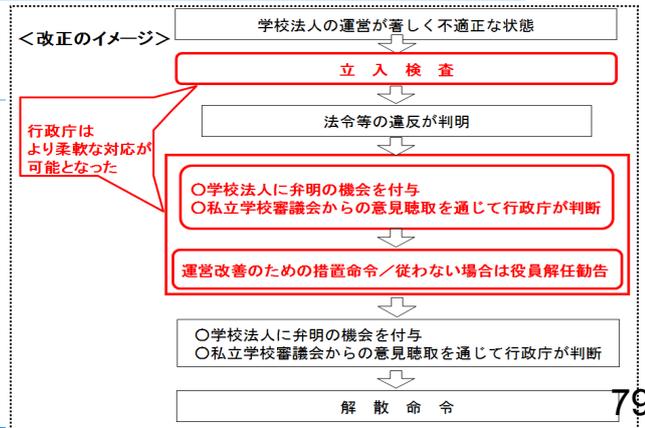
経営悪化傾向にある学校法人については、経営改善計画(5カ年)を作成させ、改善状況を定期的に把握。管理運営に問題のある学校法人については、個別に指導。

(参考)

◆ 私立学校法の改正(平成26年4月)

学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

- ① 学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ② 所轄庁による必要な措置命令
- ③ 措置命令に従わない場合の役員解任勧告



人口減少社会を克服する私立大学等の経営基盤・教育研究基盤の確立

平成4年度の205万人から18歳人口が急激に減少し、私立大学にとって厳しい状況が続いてきたが、平成32年度を目途に、18歳人口が再び減少局面へ。

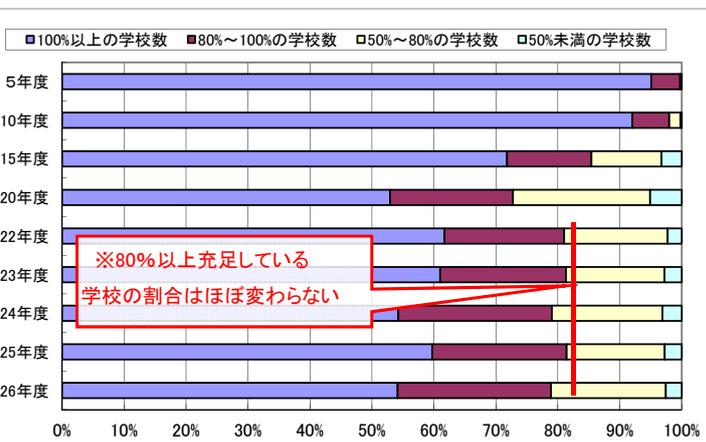
(平成22年度(2010):122万人 → 平成32年度(2020):117万人 → 平成42年度(2030):101万人)
▲5万人減 ▲16万人減

⇒ 来るべき人口減少期に備えて、今が私立大学、とりわけ地方の私立大学の経営基盤及び教育・研究基盤の抜本的強化を図る好機。改革に取り組む大学への重点的な私学助成のテコ入れにより、各大学の経営改革・教学改革を加速させ、強固な高等教育基盤を築くことが必要。

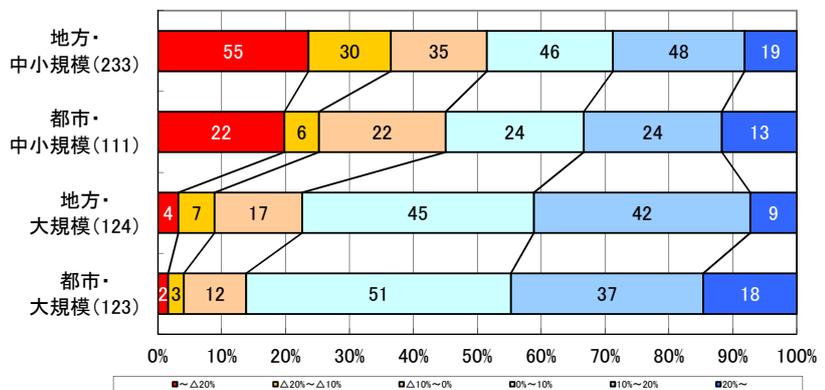
私立大学を取り巻く現状

○私大の約8割が入学定員充足率80%以上を維持。

私立大学等の入学定員充足率



○地方中小私大の収支状況は半数以上が赤字傾向。



※ 地方の私立大学は、人材育成はもちろんのこと、教育・研究機能を活かして、地域の経済・社会・雇用・産業・文化に貢献しており、地方創生のため極めて重要な役割を担っている(別添参照)。

18歳人口の減少局面を迎える平成32年度(2020年度)までを、「私立大学等経営強化集中支援期間」として設定し、スピード感ある経営改革及び教学改革を行う私立大学等に対し重点支援を実施するため、私学助成の充実が必要。

私立大学等経営強化集中支援事業

平成28年度要求額：70億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間：平成27～32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大190校程度**

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員4,000人以下(※平成28年度から変更)

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：**経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・90~100校程度	3,400万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・80~90校程度	4,000万円(平均)

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「**経営改善計画**」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

私立大学等改革総合支援事業

平成28年度要求額252億円(201億円)

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、**経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。**
- 高大接続改革が進む中で、**教育の質的転換の取組について重点的に措置(タイプ1)。**また、**大学の特色に応じて申請できるタイプ2~4も充実。**
- 対象は、延べ800校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

経常費 192億円(144億円)
活性化設備費 46億円(46億円)
施設・装置費 14億円(11億円)

基本スキーム

タイプ2「地域発展」(200校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム等

※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界-他大学等との連携」(100校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD等

タイプ4「グローバル化」(100校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

タイプ1「教育の質的転換」(400校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施
- 履修系統図又はナンバリングの実施
- 3つのポリシーの策定・公表
- 高等学校教育と大学教育の連携強化等

私立大学研究ブランディング事業

平成28年度概算要求額109億円【新規】

[施設・装置：10億円 設備：20億円 経常費：79億円]
 ※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】 (Research Center for Society)

支援対象

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘・文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学※1又は中小規模大学※2に限定

※1 三大都市圏（定義は首都圏整備法等を活用）以外に所在 ※2 収容定員8,000人未満

タイプB【世界展開型】 (Research Center for the World)

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

審査方法

【第1段階】研究体制審査

学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備が適切に行われていると認められる大学を選抜（点数式）

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けされているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。等

70件程度選定

【第2段階】研究内容審査

- 期待される研究成果が明確であり、全学的優先課題として適切か。
- 研究成果が波及する対象との連携体制が整備されているか。
- 打ち出そうとするブランド力に独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

50件程度選定

【第2段階】研究内容審査

- 科学的・技術的意義や社会的・経済的意義がある研究内容か。
- 研究成果が貢献・寄与する程度が明確に想定され、実現可能性があるか。
- グローバルな視点・独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

補助条件等

- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円 経常費は研究期間中（5年以内）にわたり増額措置



「私立大学等改革総合支援事業」採択大学の取組例

<p>立教大学 26年度：タイプ1, 3, 4 教育の質的転換</p> <p>通常の高校を卒業した学生に対し、国際経営学の専門科目を2年次秋学期から英語で履修できる能力を育成するため、専門教育科目と連動しつつ段階的にレベルアップする英語の授業を実施。</p>	<p>福岡工業大学 26年度：タイプ1, 2, 3, 4 教育の質的転換</p> <p>「For all the students」を経営理念として掲げ、マスタープランに従って、全学をあげて体系的・系統的に教育内容・方法を改善。カリフォルニア州立大学と共同の国際教育プログラムを開発・実施する。本プログラムでは、学生だけでなく、教員・職員も参加。</p>	<p>金沢工業大学 26年度：タイプ1, 2, 3, 4 教育の質的転換</p> <p>学生一人一人が一週間毎に学生生活全般から得た知識や反省点、学期毎にこれらの回顧と今後の展望をまとめ「KITポートフォリオシステム」に自己の成長記録として蓄積。これらの蓄積された成果等に基づき「学修アドバイザー(クラス担任)」は個人面談や評価等を通じて、PDCAサイクルを確立。</p>	<p>羽衣国際大学 26年度：タイプ1, 2, 4 地域発展</p> <p>京都・大阪・和歌山の市区町と連携し、商店街活性化事業、地元特産物を使ったレシピの開発・販売による観光客誘致などの連携型企画支援、学生による地域の食育活動を実施。</p>	<p>松本大学 26年度：タイプ1, 2 地域発展</p> <p>大学と地方自治体、地元企業が連携し、「ひとづくり」「まちづくり」「健康づくり」という地域課題を解決するための事業を実施。「地域づくりコーディネーター」の養成・認定や、学生や地域の人々が出入りして交流・相談を行う「地域づくり書房」を設置。</p>
<p>豊田工業大学 26年度：タイプ1, 3, 4 教育の質的転換</p> <p>一学年80名の少人数教育で、複数の工学分野を支える基礎的概念を初年次で着実に学び、その上で専門性を深める「ハイブリッド工学教育」を実施。哲学の必修化など教養教育も充実している。1年次は全寮制であり、寮内のInnovation Contestなどで、チームでの問題解決型学修を実施。</p>	<p>嘉悦大学 26年度：タイプ1, 2 教育の質的転換</p> <p>初年次教育を、①「語り手」重視、②「キャリア教育」重視、③「コミュニケーション能力」重視、④「Teaching」ではなく「Training」重視、という観点から実施。基礎ゼミナールは、専門分野にかかわらず若く人間の魅力あふれる教員を担当教員として配置するとともに、SA(Student Assistant)：各クラス2名、新入生のロールモデルとなる先輩学生を配属）による支援を通じ学生目録でのグループワーク等を実施。</p>	<p>石巻専修大学 26年度：タイプ2 地域発展</p> <p>防災地復興に向けたボランティア活動の拠点となった。被災の記憶をとどめるためのアーカイブ化などの防災と復興に関する事業を行うとともに、地域の小中高校と連携した復興教育を展開するなど「復興共生プロジェクト」を実施。</p>	<p>千葉商科大学 26年度：タイプ2 地域発展</p> <p>生涯にわたるキャリア形成を支援するという目的で、商店街活性化や小学生向けのイベントを通じて、地域の人々と学生との「学び合い」によって、相互のキャリア意識を高める取組を実施。</p>	<p>吉備国際大学 26年度：タイプ1, 2, 4 地域発展</p> <p>南あわじ志知キャンパスにおいて、兵庫県南あわじ市における地域産産物の活性化に向けた新規事業システム研究等を実施。また、高梁キャンパスにおいて、園芸療法など地域の健康維持増進に向けた調査研究など医療福祉分野における取組も行っている。</p>
<p>国際基督教大学 26年度：タイプ4 グローバル化</p> <p>建学以来、日本語と英語によるバイリンガル教育を徹底。助教以上が学生一人ひとりに対して、履修計画の指導、助言するアドバイザー制度を積極的に充実。また、指導・助言の専門部署であるアカデミックプランニング・センターを新設し、職員による専門的支援も充実。学生の日本語と英語による論文作成指導を行うライティングサポートデスクを完備した。（外国人教員等の比率は91.9%。卒業時までの留学経験者の割合56.5%）</p>	<p>共愛学園前橋国際大学 26年度：タイプ1, 2, 4 グローバル化</p> <p>KYOAI GLOBAL PROJECTとして、地域社会を牽引するグローバルリーダーの育成を目指す。少人数のクラスを基本とし、授業の75%をアクティブラーニング要素を含むものに改善。「1+1+1+1+1+1」として、いつでも、どこでも、ネットワークを利用できる環境を整備。</p>	<p>ものづくり大学 26年度：タイプ1, 2, 3 産業界・他大学等との連携</p> <p>企業が抱える様々な課題に取り組むPBL型インターンシップを実施。複数の大学と連携するとともに、語学力向上や社会人基礎力の育成を総合的に実施。産業界のニーズに応じた人材育成に力を入れる。大学生活を一元的にまとめた学生カルテを用いた学生支援も充実</p>	<p>関西大学 26年度：タイプ1, 2, 3 産業界・他大学等との連携</p> <p>社会ミクロ・データ及び政策分析ソフトウェアを研究者に公開して、新しい社会科学の展開を目指す。人文・社会科学分野の研究水準の向上と、異分野融合による新たな学問領域の創出を目指す「シシオネットワーク戦略研究機構」を立ち上げ。</p>	<p>長浜バイオ大学 26年度：タイプ1, 3 産業界・他大学等との連携</p> <p>滋賀県・長浜市が設けた特区（サイエンスパーク）内に立地。バイオ教育研究の中核機関であるとともに、産学企業が連携しバイオクラスターを形成。インキュベーションセンター設置、実用化研究、ベンチャー企業への支援など産学官が連携した実学教育を実現。</p>

●学長のリーダーシップの確立

85

大学のガバナンス機能の強化

➤ 中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめ。

○中央教育審議会大学分科会 審議まとめ
「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

- ◇ 各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し。責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

<主な内容>

1. 学長のリーダーシップの確立

- 学長補佐体制の強化(総括副学長等の設置、高度専門職の創設 等)
- 予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等

2. 学長の選考・業績評価

- 選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等

3. 教授会の役割の明確化

- 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を審議 等

4. 監事の役割の強化

- ガバナンスの監査
- 常勤監事の配置 等



○学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

平成27年4月1日より施行

- 副学長の職務内容を見直し、学長の命を受けて校務を分担できることとする
- 教授会は「教育研究に関する事項」について審議し、決定権者である学長等に対して「意見を述べる」機関であることを明確化する
- 国立大学法人は、学長選考の基準を定め、選考結果とあわせて公表することとする
- 国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等
- ※独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化(役職員や子法人に対する調査権限の86法定化、任期の延長等)

大学における「内部規則等の総点検・見直し結果についての調査」(確定値)概要

- ▶ 学校教育法等の一部改正(平成27年4月1日施行)の趣旨を踏まえた、大学における内部規則等の総点検・見直し状況を把握するための調査を行った。

調査回答状況:1,127校/1,131校(調査時点:平成27年4月1日、調査期間:平成27年4月28日~5月27日)

【学校教育法関係 主なポイント】

法令改正を受けて、**全体の97.3%に当たる1,097校が内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。**

校務に関する最終的な決定権が学長にあることについて、内部規則等において、

法令改正前から担保されている大学 504校(44.7%)

法令改正後に担保した大学 615校(54.6%)

※担保されていない大学8校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることについて、内部規則等において

法令改正前から担保されている大学 355校(31.5%)

法令改正後に担保した大学 765校(67.9%)

※担保されていない大学7校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

国立大学及び法人化された公立大学(計165校)において、**法人化後に適用されなくなった教育公務員特例法に基づき教授会に権限を認める規定が改正法の趣旨に反する形で内部規則等に残っているかどうかについて、**

法令改正前から残っていない大学 91校(55.2%)

法令改正後に当該規定を改正した大学 73校(44.2%)

※本調査後の6月時点で当該規定を改正した1校と併せて、該当する全ての大学で整備がなされた。

【国立大学法人法関係 主なポイント】

学長選考の基準として、「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれているかについて、**全ての国立大学(86校)において、「盛り込まれている」又は、「次期学長選考の開始までに対応予定」とされている。**

学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認を行うことについて、

法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした 66校(76.7%)

恒常的な確認の在り方を検討中 15校(17.4%)

※ほか5校については、法令改正前から、恒常的な確認を実施している。

87

検討の趣旨

(検討の趣旨)

大学運営の一層の改善・充実のための方策について、中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月12日)において、以下のとおり指摘。

○学長がリーダーシップを発揮していくためには、大学執行部が、各学部・学科の教育研究の状況を的確に把握した上で、必要な支援を行ったり、あるいは、大学執行部自らが、全学的な具体的な方針を打ち出したりしていくことが前提となる。そのためには、例えば、前者の例として、リサーチ・アドミニストレーター(URA)やインスティテューショナル・リサーチャー(IRer)、産学官連携コーディネーター等を、後者の例として、アドミッション・オフィサーやカリキュラム・コーディネーター等の人材を、大学本部が配置することが考えられる。また、その他にも、弁護士・弁理士等の資格保有者、広報人材、翻訳者等、**高度な専門性を有する人材(高度専門職)を各大学がその実情に応じて活用し、全学的な支援体制を構築していくことが重要。**

○各大学による一層の改革が求められる中、事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められている。

○高度の専門性を有する職種や、事務職員等の経営参画能力を向上させるため、**大学が組織的な研修・研究(スタッフ・ディベロップメント(SD))を実施することも重要**である。

○学長がリーダーシップを発揮していくためには、補佐体制の充実が必要であることから、IRや入学者選抜、教務、学生支援、人事や財務、広報等各分野に精通した「**高度専門職**」の設置や恒常的な**大学事務職員のスキル向上のためのSDの義務化**等、今後、必要な制度の整備について、**法令改正を含めて検討**すべき。

(検討すべきポイント)

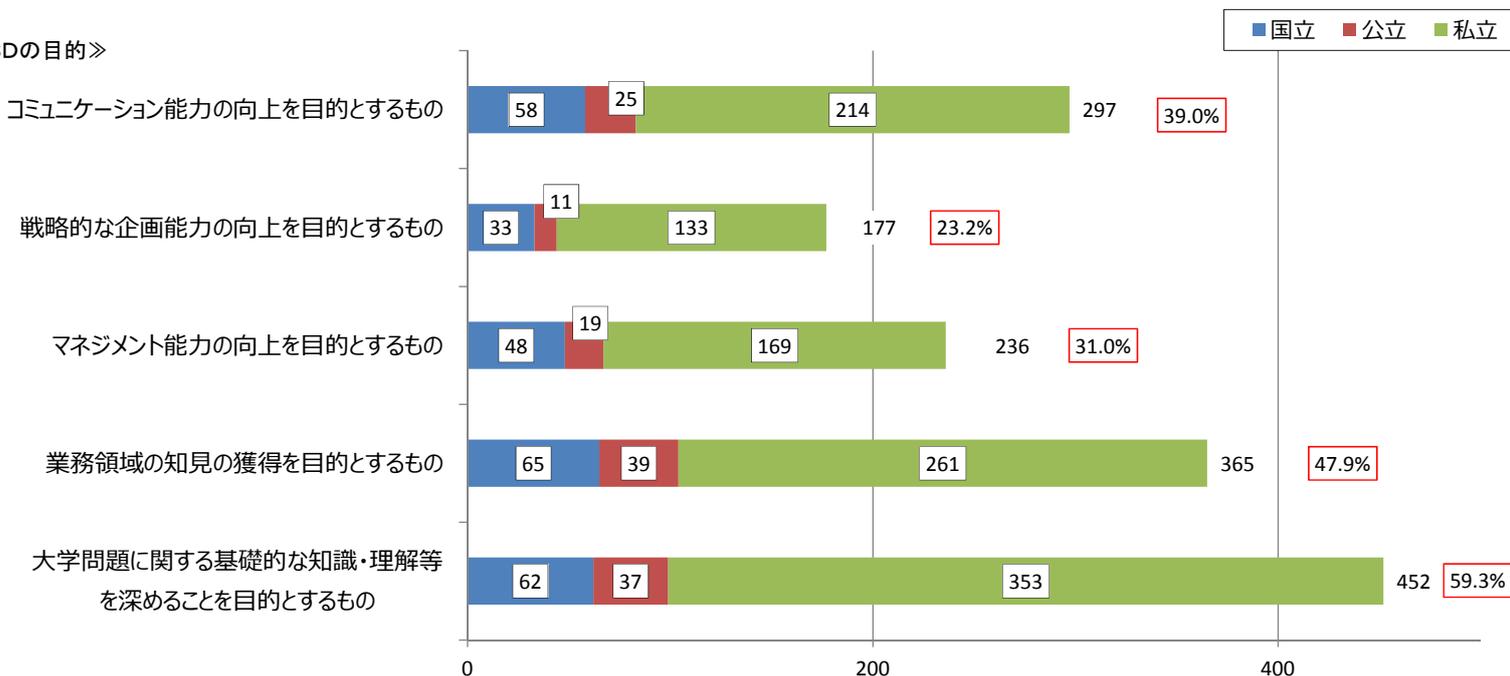
- ①「専門的職員」の設置 ②大学職員の資質向上(FD・SD) ③「事務組織」の見直し

SDの内容

・SDの内容は、「大学問題に関する基礎的な知識・理解を深めること」が最も多い。
また、「戦略的な企画能力の向上」が最も低い。

○スタッフ・ディベロップメントとして行ったもの(大学数)(平成25年度)

《SDの目的》



89

文部科学省調べ(回答数 国公立大学762校)

政策決定に対する事務局の影響度合い

・各大学における政策決定に対する事務局の影響度合いについて、(多い順に)「就職支援」「学生募集」「学生支援」「施設計画」「財政計画」「事業計画」などの項目で、「かなりある」との回答が多くなっている。

政策決定に対する事務局の影響度合い

	かなりある	少しある	ほとんどない	無回答
中長期計画(将来構想)	58.0%	34.6%	5.6%	1.7%
事業計画	66.7%	30.3%	2.2%	0.9%
財政計画	71.0%	21.2%	6.1%	1.7%
施設計画	71.4%	25.1%	2.2%	1.3%
教育計画	19.9%	58.4%	20.8%	0.9%
学生支援	71.9%	24.7%	2.6%	0.9%
就職支援	84.4%	11.7%	3.5%	0.4%
情報化計画	59.7%	37.2%	2.2%	0.9%
研究計画の推進	10.0%	42.9%	45.9%	1.3%
学生募集	84.0%	14.3%	1.3%	0.4%
社会貢献	39.0%	47.2%	13.4%	0.4%
地域連携活動	49.8%	38.5%	11.3%	0.4%

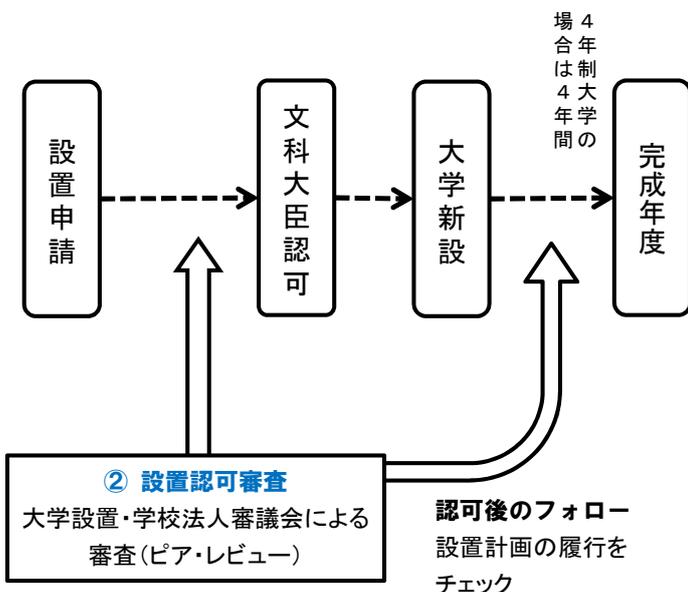
第32回中央教育審議会大学教育部会 桜美林大学: 篠田道夫教授説明資料より
私大協会附置私学高等教育研究所「職員の力量形成に関する調査」(2010. 10)

90

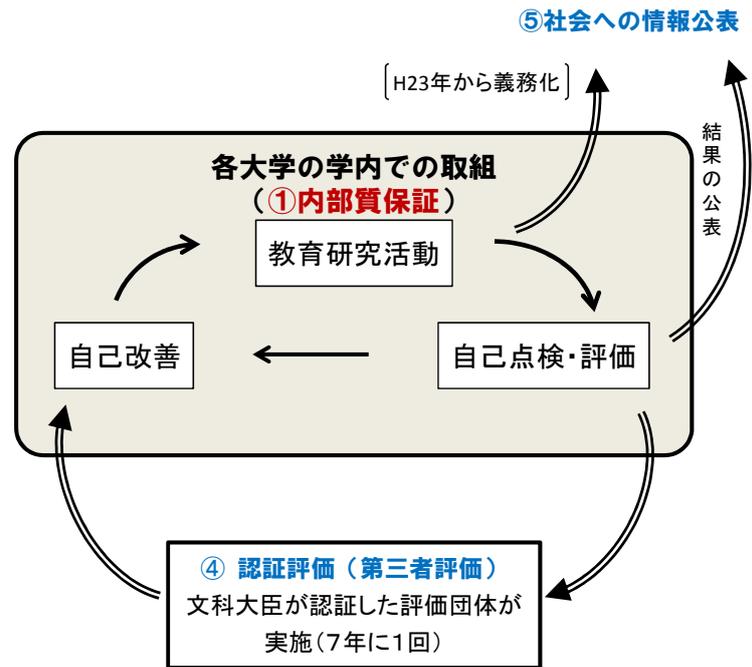
●大学教育の質保証に係る全体的なシステムの改善・充実

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

認証評価制度改善に係る検討状況①

論点①

【高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学選抜改革)等を推進するための評価の在り方】

(検討課題)

- 各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方
- 学修成果や内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展・移行
- 高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進
- 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い（簡素化等）など、大学の多様性に対応した評価の推進
- 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価（達成度評価）など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）
- 関係団体の取組（JABEE等）の発展も含めた、分野別評価の推進

論点②【評価結果を活用した改善の促進】

(検討課題)

- 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- 評価結果のフォローアップの仕組みの整備（不適合判定に対する再度の評価等）
- 評価結果の各種取組への活用（各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等）
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）【再掲】

93

認証評価制度改善に係る検討状況②

論点③【認証評価機関の評価の質の向上】

(検討課題)

- 認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）
- 認証評価機関における評価の質の向上の取組（複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等）
- 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

論点④【評価における社会との関係の強化】

(検討課題)

- ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
- 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

論点⑤【評価人材の育成】

(検討課題)

- 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

論点⑥【評価の効率化】

(検討課題)

- 大学ポータルサイトのデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
- 他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化
- 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）

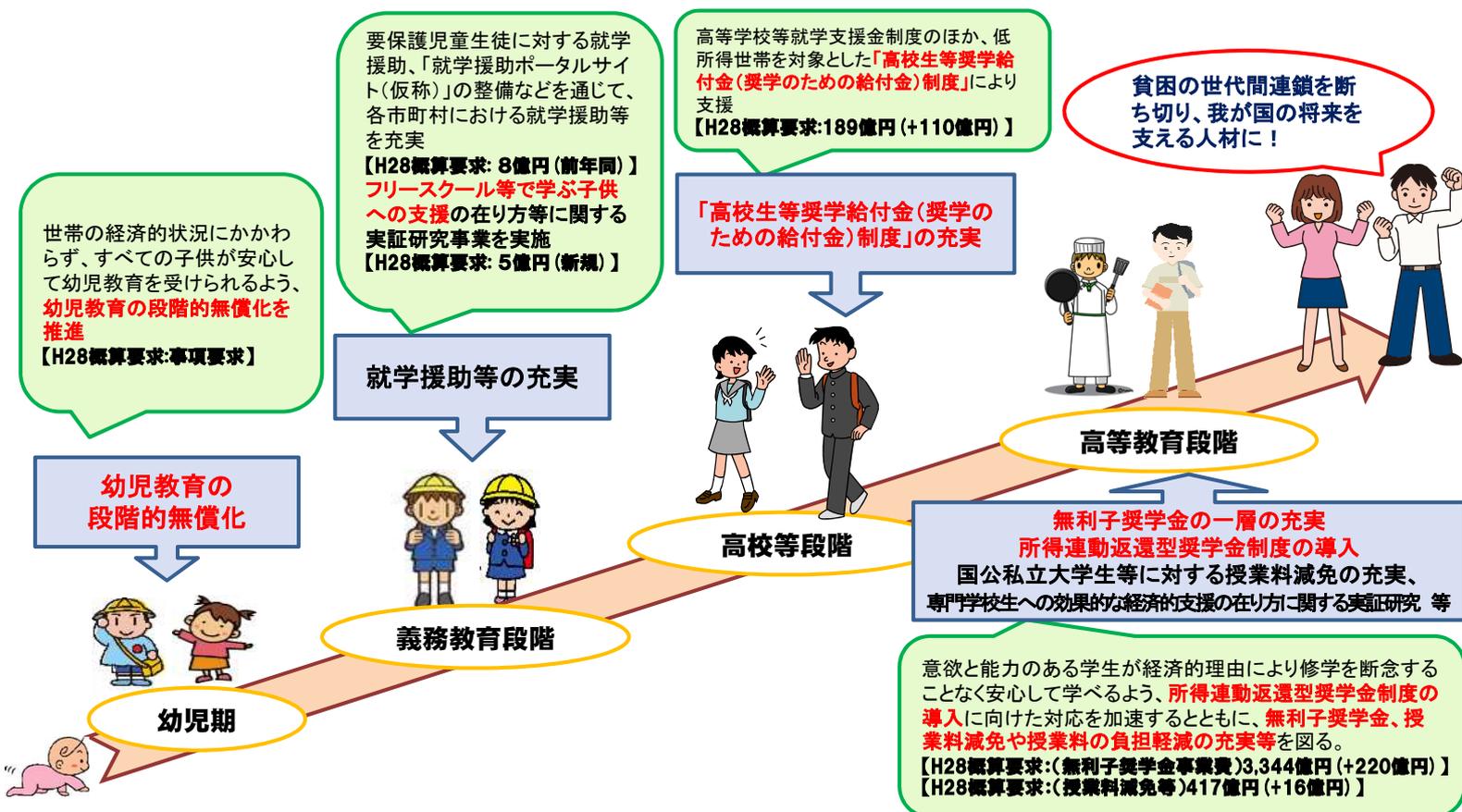
94

5. 学びのセーフティネットの構築

●学生等への経済的支援の充実

- ✓奨学金の「有利子から無利子へ」の流れの加速
- ✓「所得連動返還型奨学金制度」の導入

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



※復興特別会計を含まない。

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成28年度概算要求>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
 ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
 ②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成28年度概算要求 貸与人員 : 135万6千人
 事業費総額: 1兆1,275億円
 [他に被災学生等分5千人・36億円]

〇「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)
 ・貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員> 無利子奨学金 49万8千人(3万8千人増※)
 ※うち新規貸与者の増員分3万人
 [この他被災学生等分5千人]
 (有利子奨学金 85万7千人(2万人減))

〇「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
 ・奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

97システム開発・改修費> 25億円

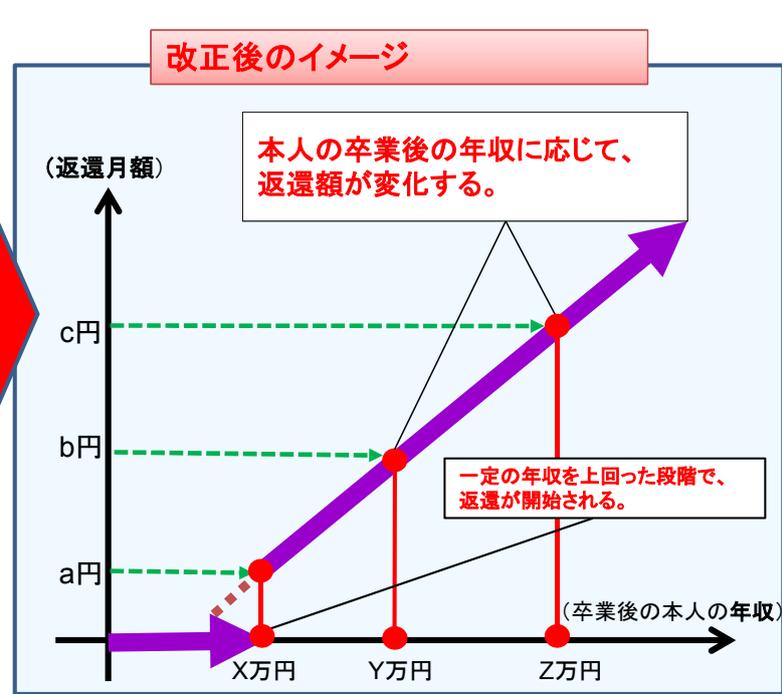
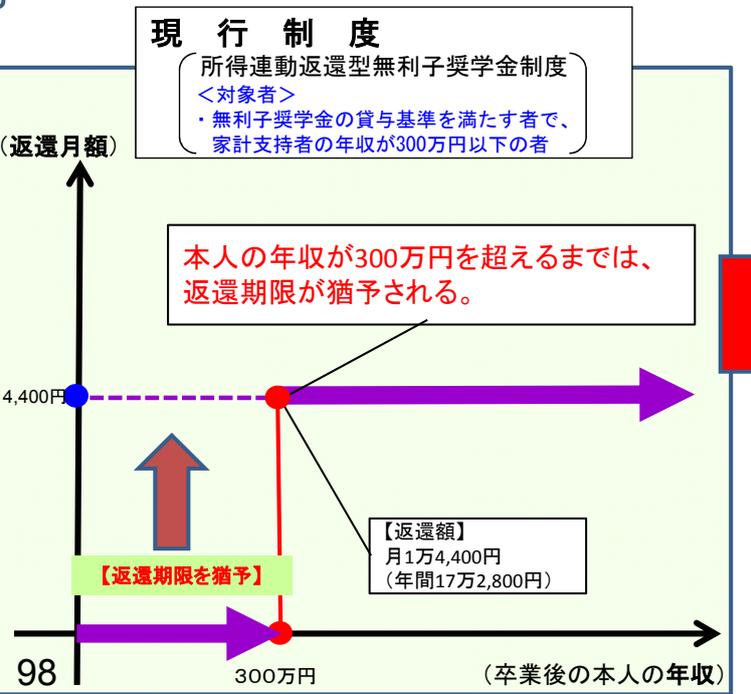
区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	49万8千人(3万8千人増) [他被災学生等分5千人]	85万7千人 (2万人減)
事業費	3,344億円(220億円増) [他被災学生等分36億円]	7,931億円 (35億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	政府貸付金 一般会計: 1,006億円 復興特会: 28億円	財政融資資金 8,176億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計 (27年度採用者) 一定年収(650万円~1,280万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(850万円~1,520万円)以下
返還方法	卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択 (平成27年3月貸与終了者) 利率見直し方式(5年毎) 0.10% 利率固定方式 0.63%

より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入に向けた対応の加速 ~ マイナンバー制度の導入にあわせて平成29年度進学者から新しい方式で! ~

施策内容

非正規雇用の増加等により、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、約3割が、年収300万円を下回る状況。
 奨学金の返還についても、時代の変化に応じ、従来の返還方式に加え、卒業後の年収に応じて無理なく返還できる仕組みを導入。

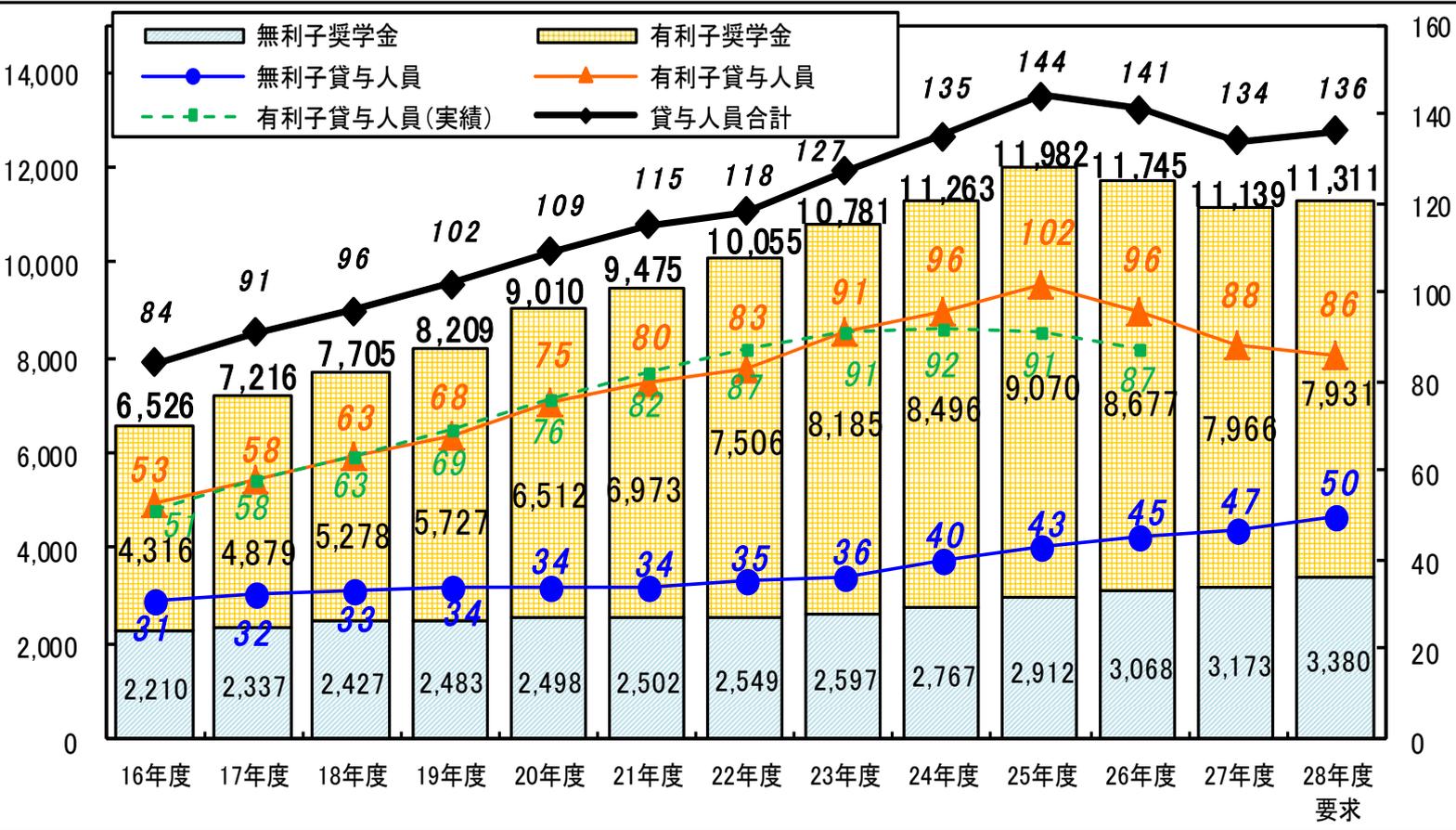
モデルケース ○ 貸与種別 無利子奨学金「私立大学・自宅通学」 ○ 貸与総額 5.4万円/月×12月×4年=259.2万円



(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移 (当初予算)

(単位：億円)

(単位：万人)

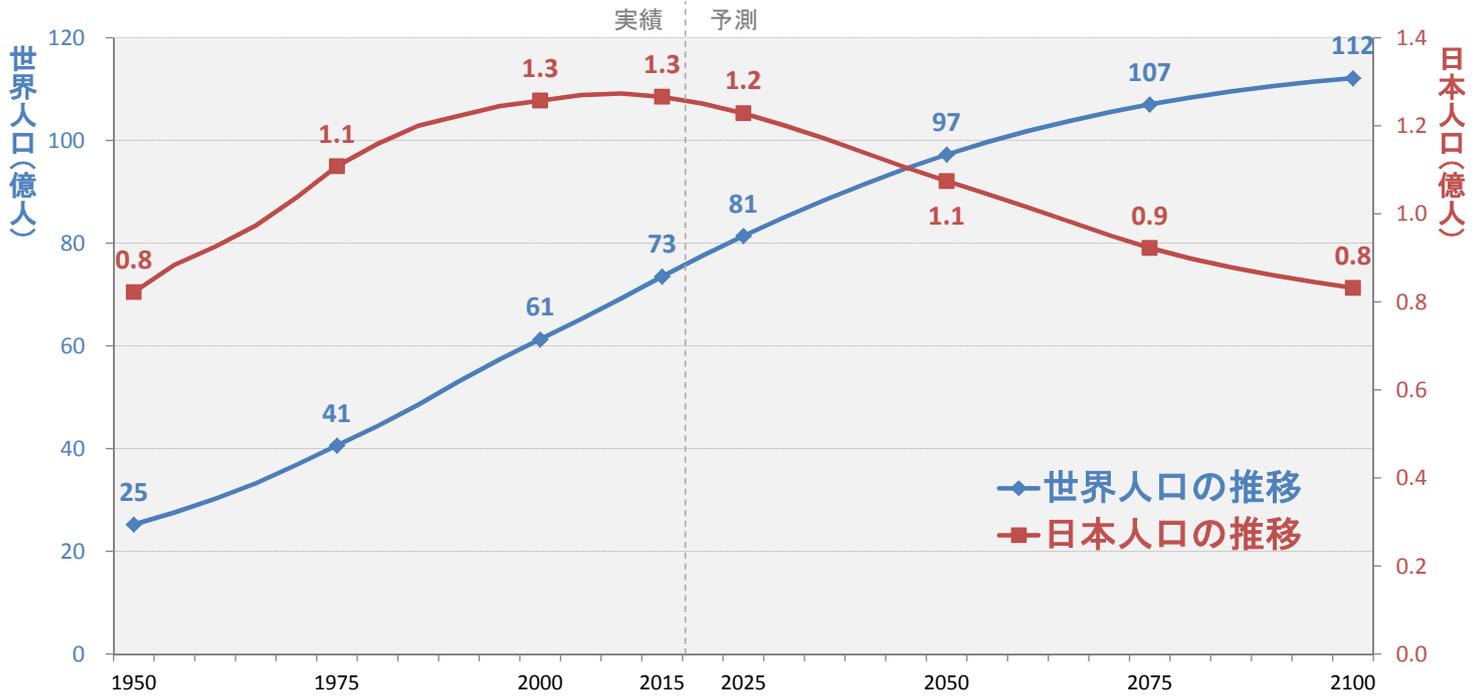


(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。
 (注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

6. 参考データ等

世界と日本の人口の推移

- 世界の人口は、2050年に97億人、2100年には112億人にまで増加。
- 日本の人口は、2014年の1億2,700万人をピークに減少に転じ、2050年に1億700万人、2100年には8,300万人にまで減少。



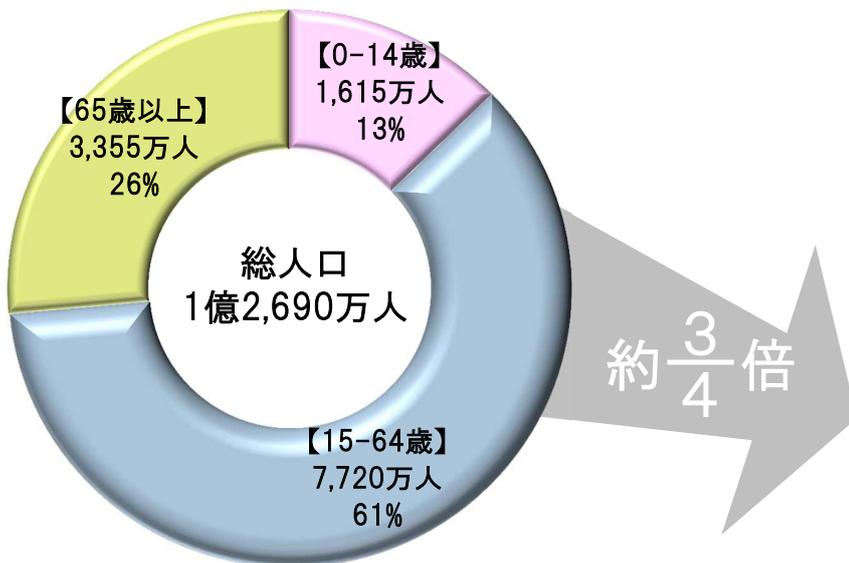
(注1) 2015年以前は実績値、2016年以降は予測値。
 (注2) 予測値は、中位予測によるもの。

(出典) 国連「世界人口推計2015」

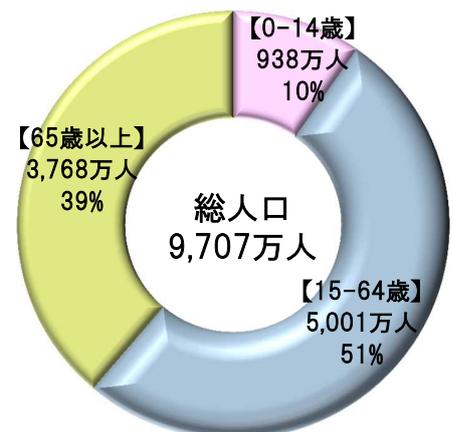
日本の人口構造の比較(2015-2050年)

- 人口減少と急速な少子高齢化が進展。
- 生産活動の中核を担う生産年齢人口(15-64歳)は約2,700万人減少し、総人口に占める割合は61%から51%にまで低下。

2015年



2050年(推計)



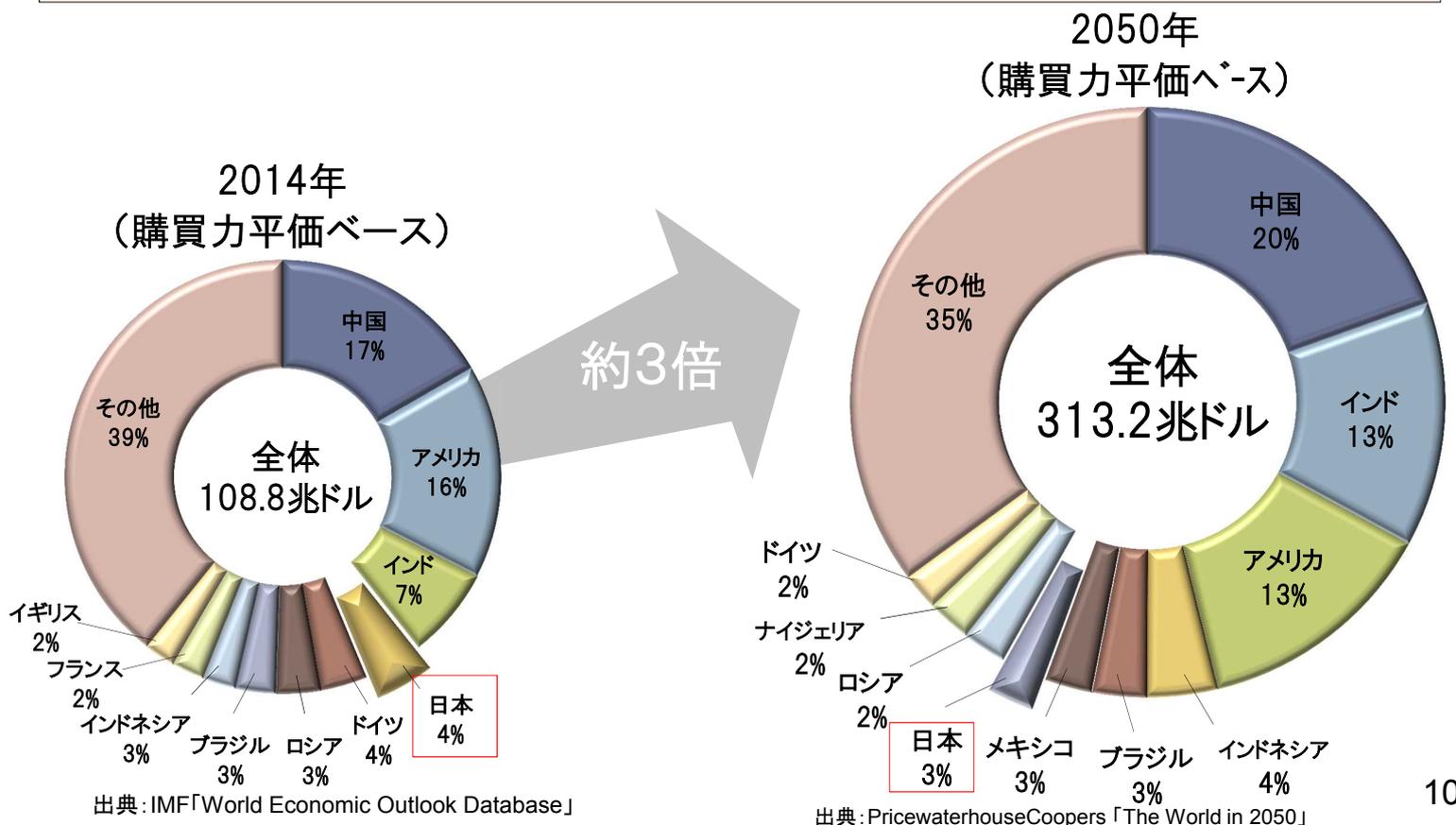
約 $\frac{3}{4}$ 倍

出典: 総務省統計局「人口推計(平成27年5月確定値)」

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」
 ※出生中位、死亡中位推計の値

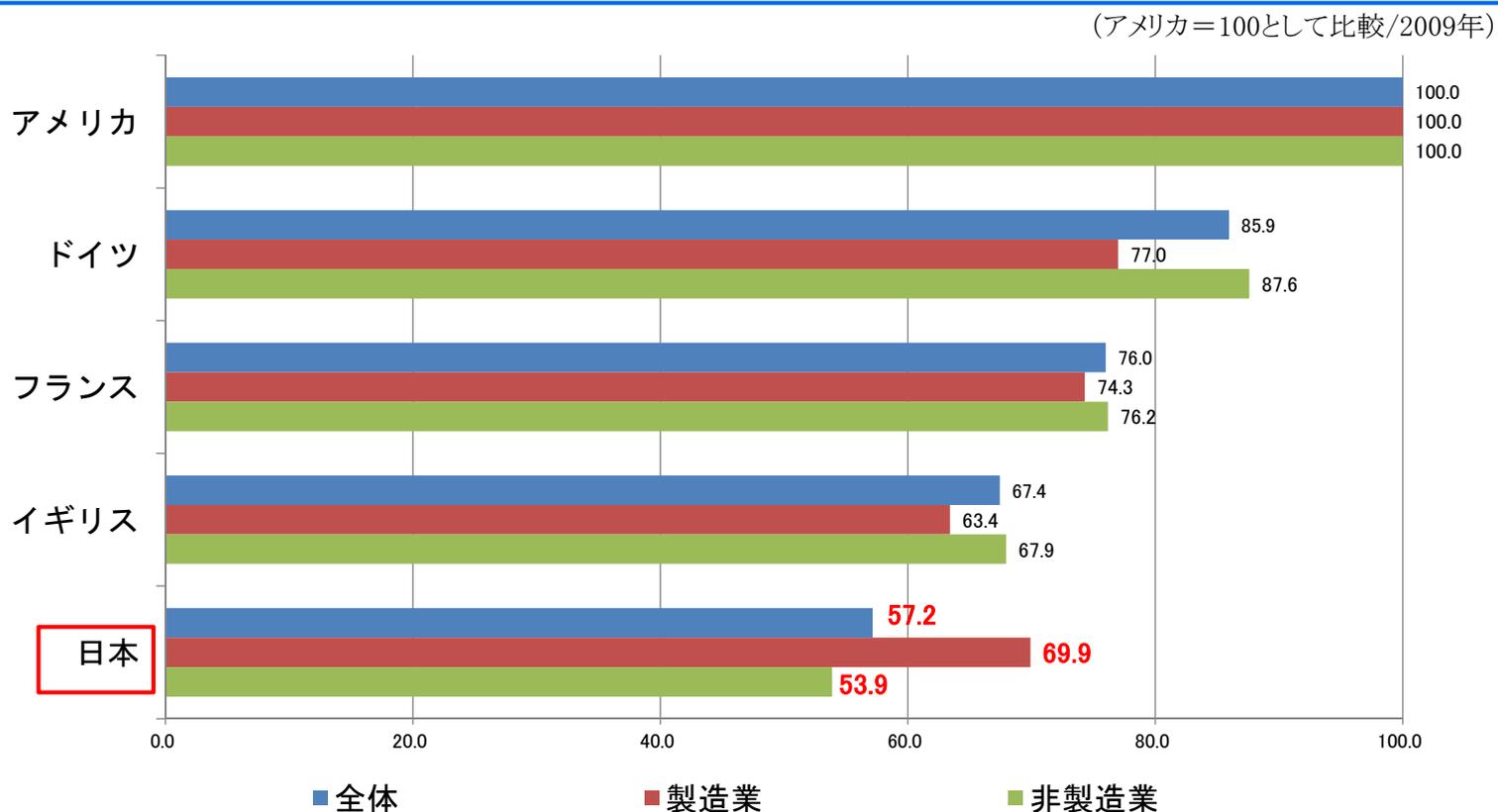
世界経済に占める各国GDPシェアの比較(2014年－2050年)

- 世界全体のGDPは、2050年までに約3倍にまで拡大。
- 日本のGDPシェアは、新興国の躍進により世界第4位から第7位にまで下落。



労働生産性の国際比較

- 労働生産性水準の対米比(米国=100)を見ると、我が国は2009年で米国の57.2%(製造業で69.9%、非製造業では53.9%)の水準と、欧州各国よりも低い水準となっている。



我が国の高等教育の規模(学生数)

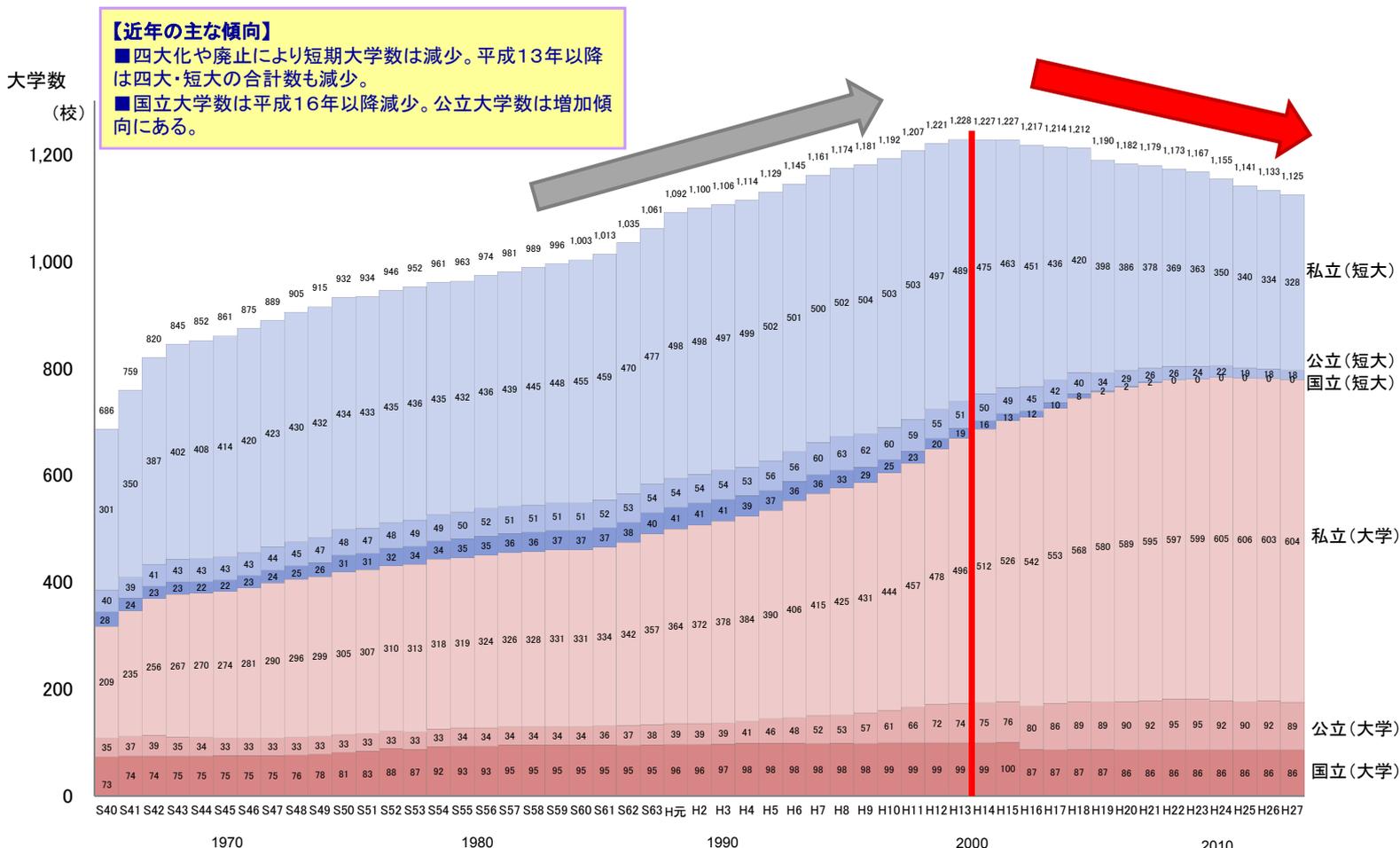
区分	計	大学院	小計	大学			通信教育	専修学校 (専門課程)
				大学 (学部)	短期大学 (本科)	高等専門 (4・5年次)		
計	3,150,125	249,484	2,709,954	2,556,287	132,681	20,986	190,687	588,167
(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国立	614,522	150,091	464,431	445,668	0	18,763		301
(%)	(19.5)	(60.2)	(17.1)	(17.4)	(0.0)	(89.4)		(0.1)
公立	153,930	15,974	137,956	129,618	6,953	1,385		25,388
(%)	(4.9)	(6.4)	(5.1)	(5.1)	(5.2)	(6.6)		(4.3)
私立	2,381,673	83,419	2,107,567	1,981,001	125,728	838	190,687	562,478
(%)	(75.6)	(33.4)	(77.8)	(77.5)	(94.8)	(4.0)	(100.0)	(95.6)

(平成27年5月1日現在)

(注1) 学生数には、「専攻科」、「別科」、「その他」の学生を含まない。

(出典) 文部科学省「平成27年度 学校基本統計速報」

近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成27年度)

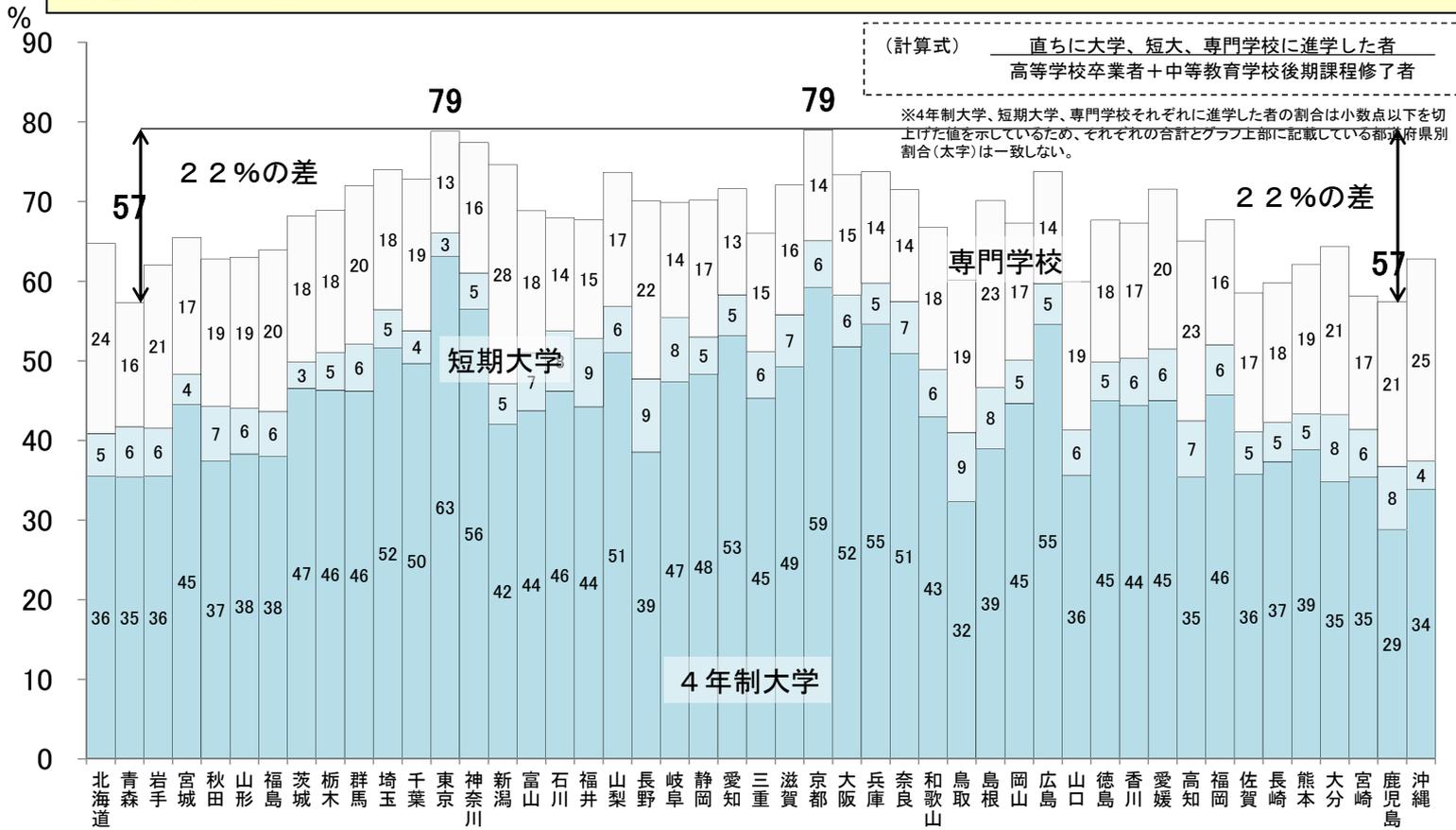


※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。
 ※平成27年度の値は速報値。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

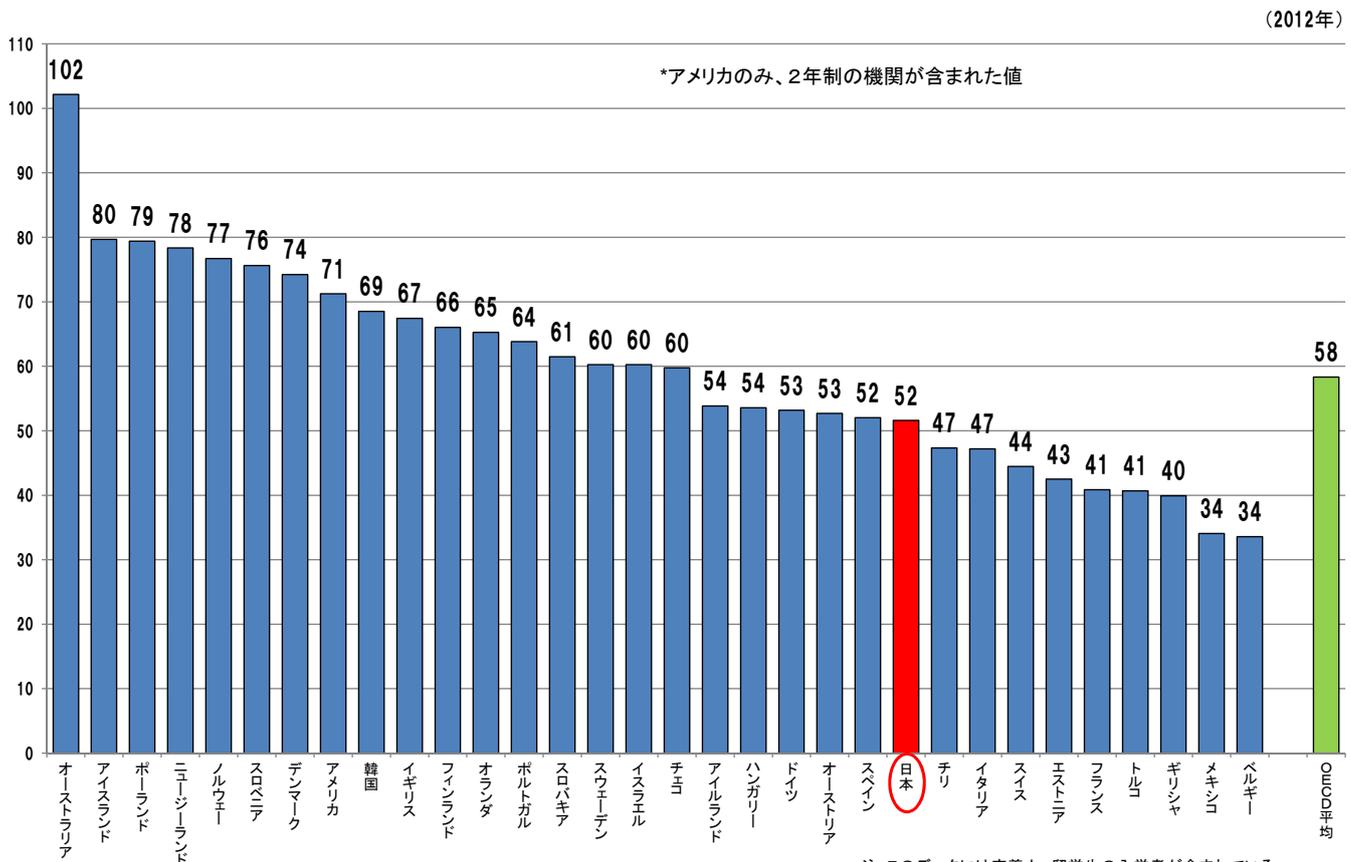
○ 平成26年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(79%)、東京(79%)で高く、青森(57%)、鹿児島(57%)で低い。京都と青森では22%の差。



出典：文部科学省「学校基本統計(平成26年度版)」

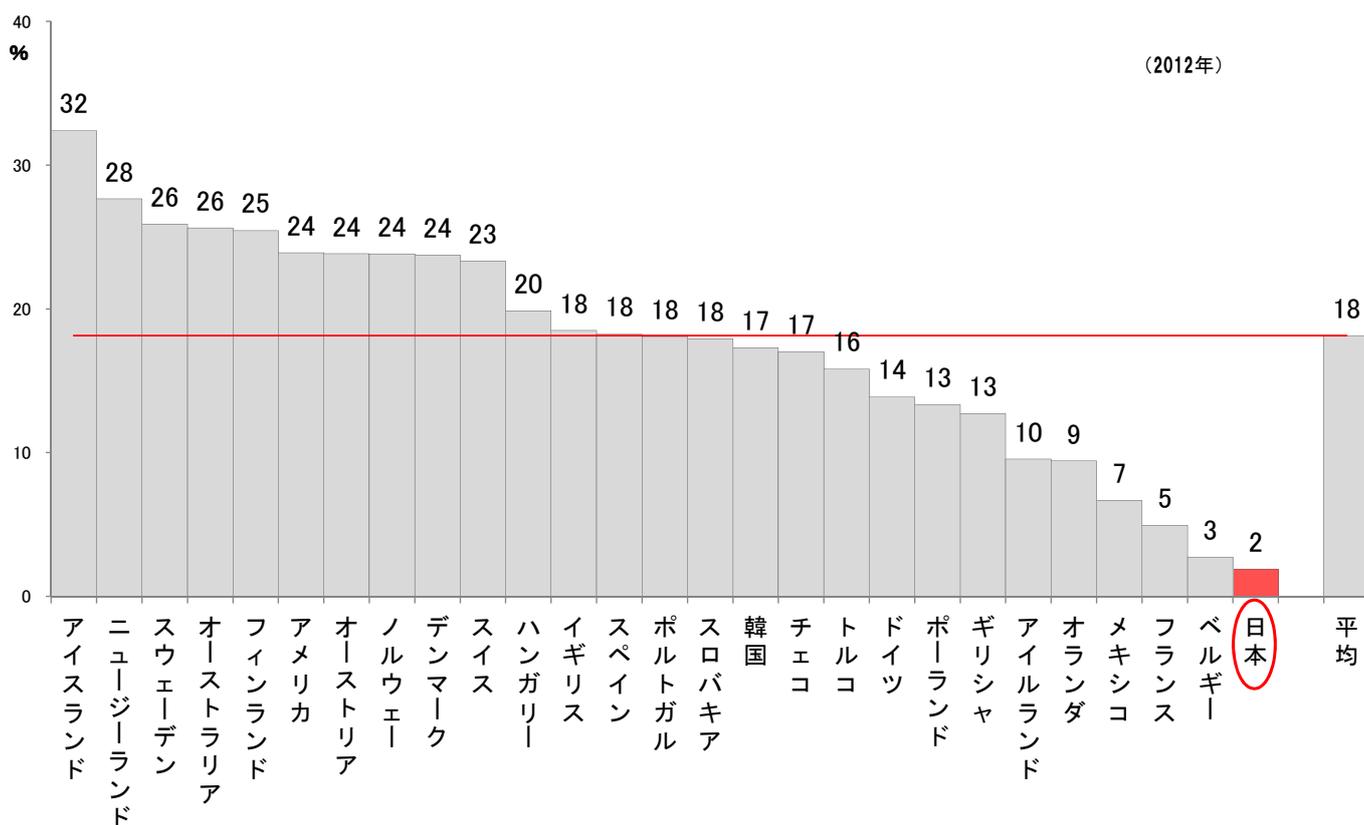
大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

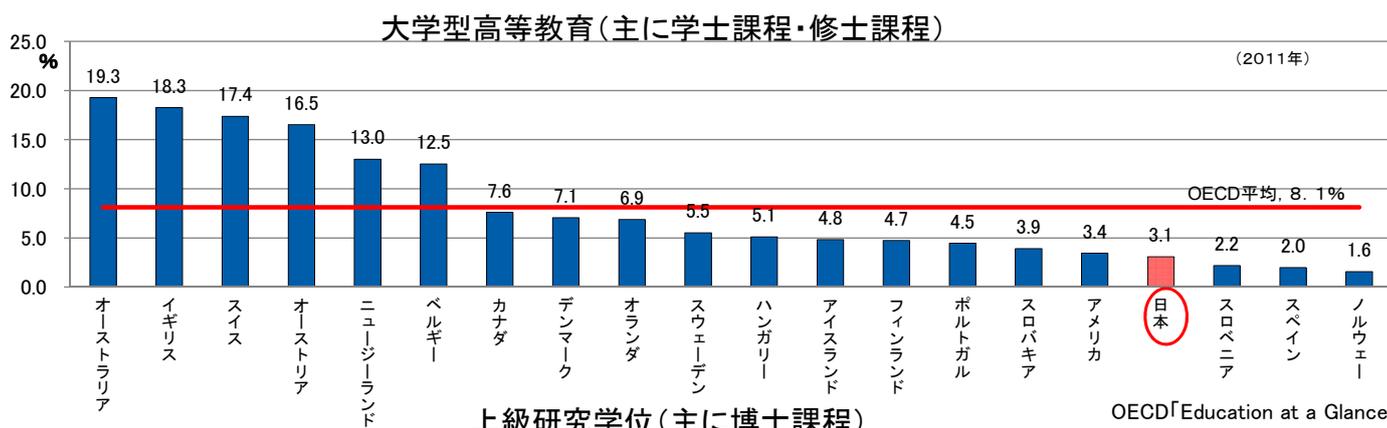
諸外国は25歳以上の入学者の割合は平均約2割であり、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



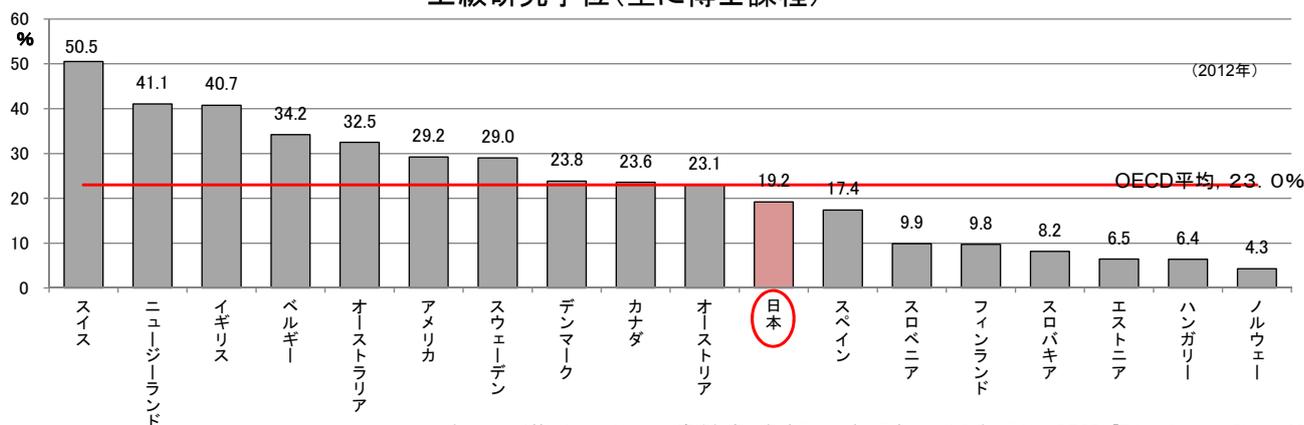
出典: OECD Stat Extracts (2012)。ただし、日本の数値については、「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

各国の学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は8.1%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は23.0%であるのに対して、日本は19.2%。イギリスの40.7%、アメリカの29.2%等に比較して少ない。



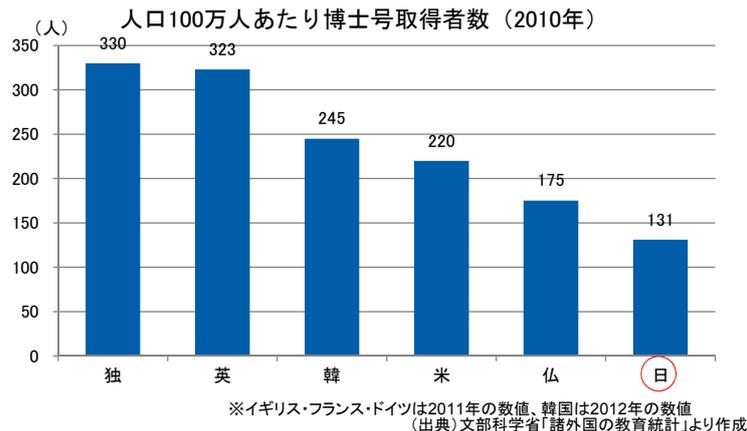
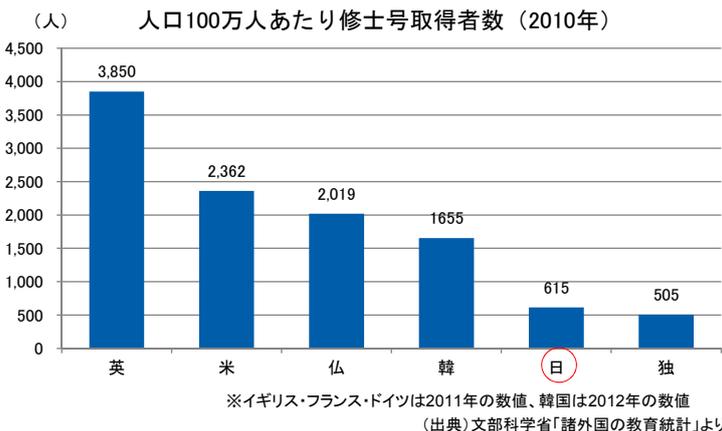
OECD「Education at a Glance 2014」



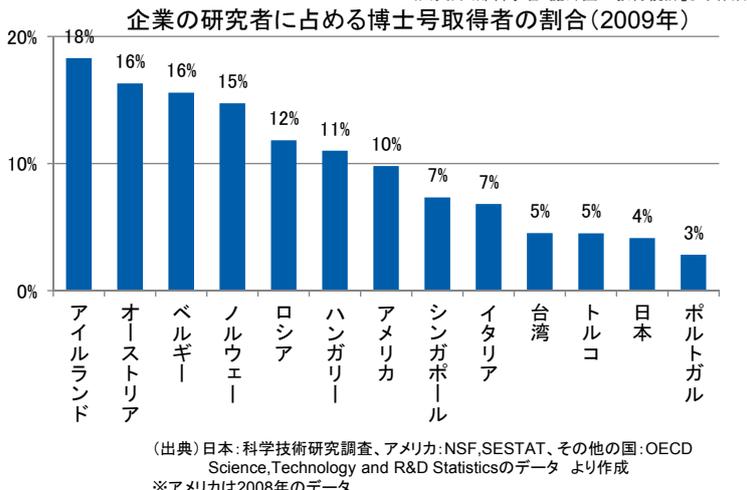
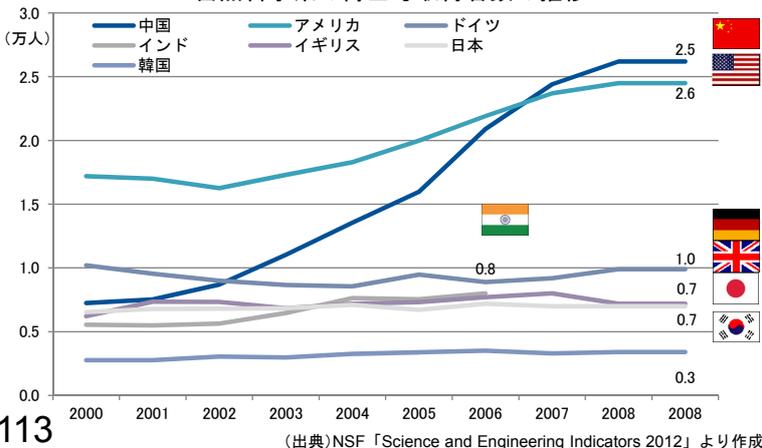
(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD, 「Education at a Glance 2014」

修士号・博士号取得者数の国際比較

○ 知識基盤社会で世界的に人材需要が高度化する中、我が国では博士・修士が諸外国と比べて少ない

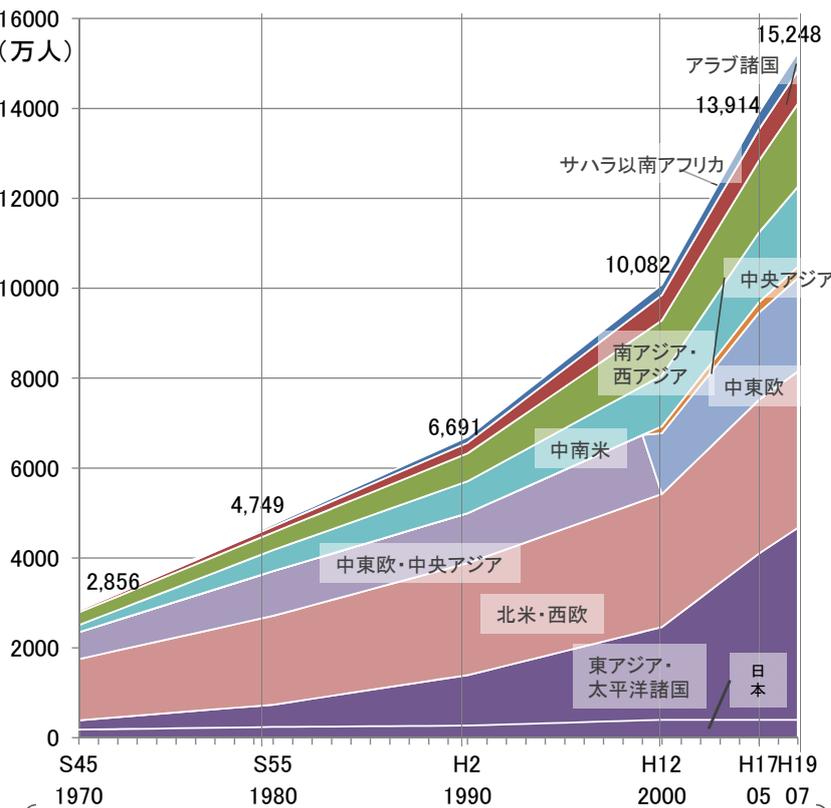


自然科学系の博士号取得者数の推移



諸外国における学生数の推移と高等教育に対する姿勢

世界の学生数は10年間で倍増。



先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。

米国

○オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。

欧州

○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

中国

教育事業の第12次5カ年計画(2011~2015年)
○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。
○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

韓国

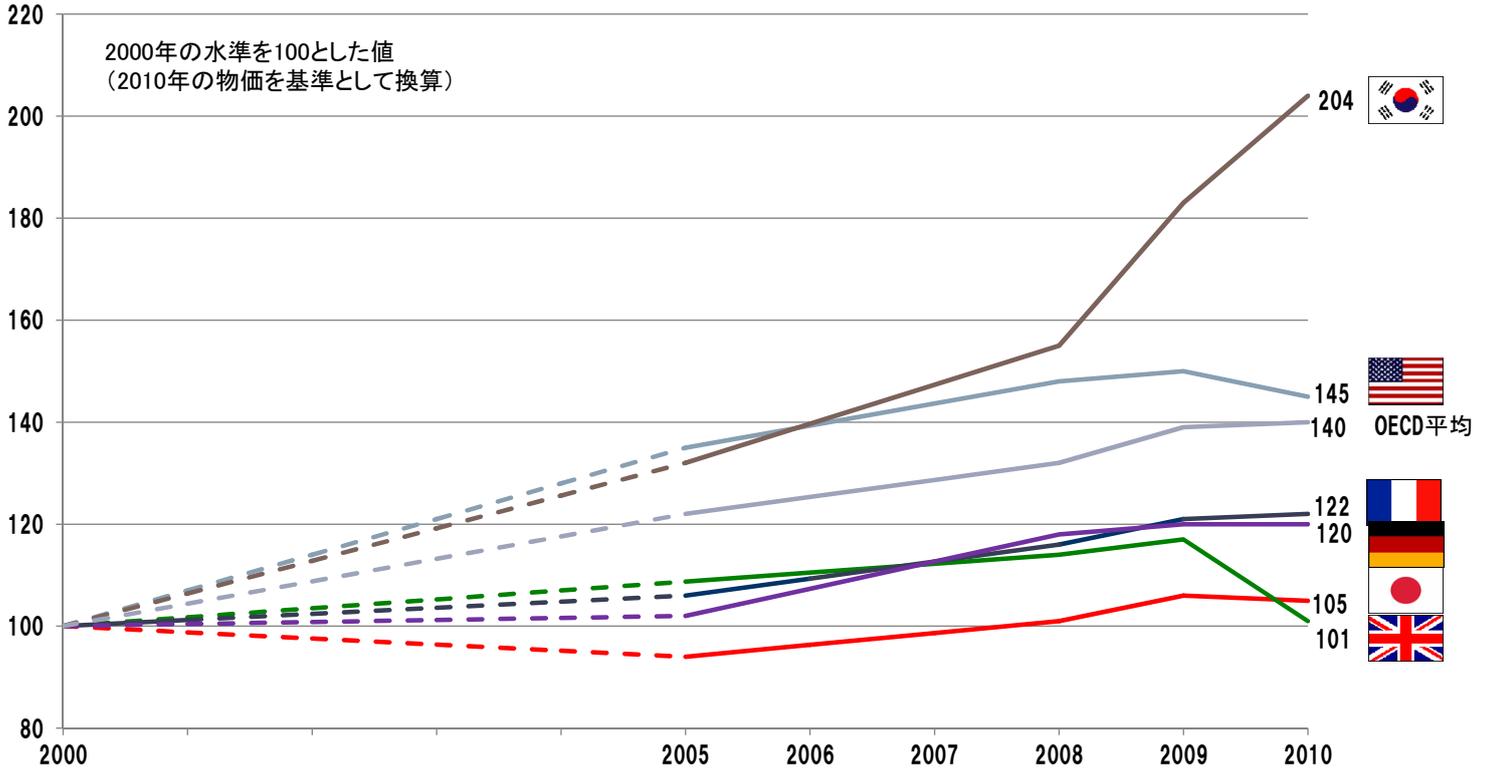
○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。
○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。

ASEAN

○シンガポール: 「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%(2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。
○マレーシア: 第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。
○タイ: 第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

高等教育機関への公財政支出の推移

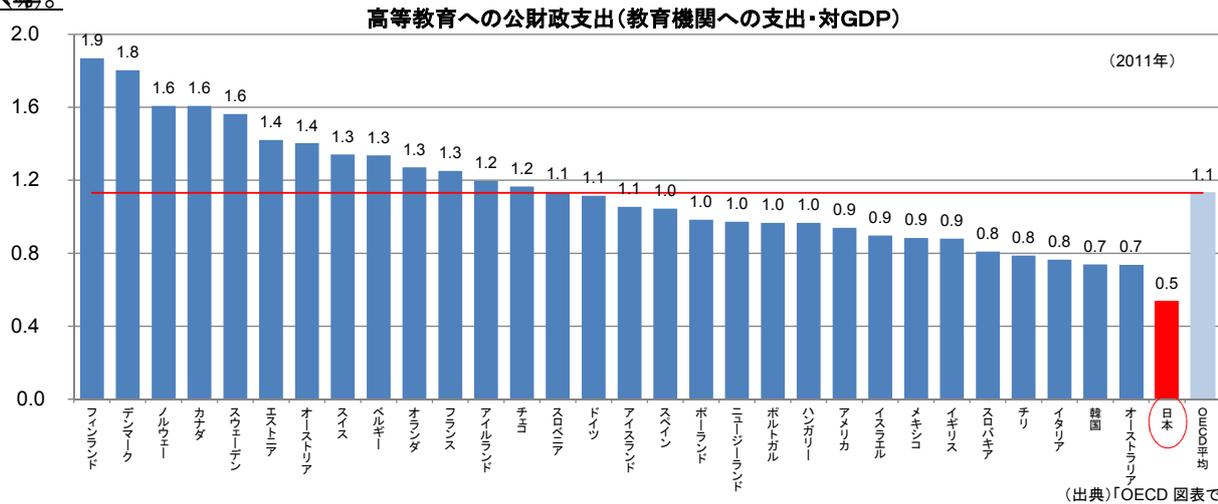
我が国の高等教育への公財政支出の伸びは、先進主要国に比べ低い



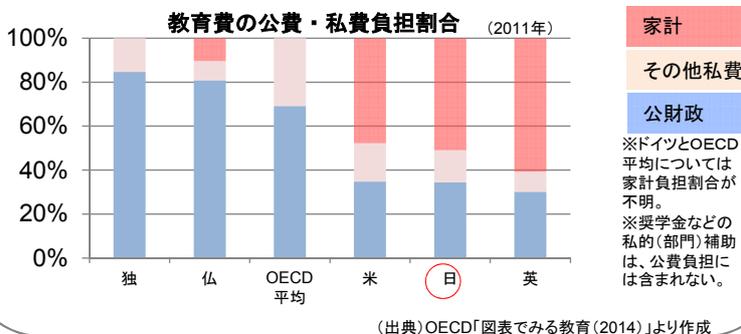
出典: OECD「図表でみる教育」

高等教育への投資について

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。



■ 日本は家計の負担割合が高い。



■ 日本は授業料が高く、奨学金受給率が低い。

